

令和3年第5回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

## 令和3年第5回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和3年6月9日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和3年6月18日 10時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和3年6月18日 17時09分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	—
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	6	中 上 一 登	
	7	森 田 幸 一	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	松 葉 義 人 新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (10:00)	議 長	令和3年6月18日(金)第5回普代村議会定例会 ただ今から、令和3年第5回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。
会議録署名議員の指名		直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 6番中上一登議員、7番森田幸一議員の両議員を会議規則第120条の規定により指名いたします。
会期の決定		日程第2「会期の決定」を議題といたします。 6月11日に開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日から6月21日までの4日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長長の報告のとおり、本日から21日までの4日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
諸般の報告	議 長	ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から21日までの4日間と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。
松葉事務局長	議 長	ご説明させていただきます。政務活動報告でございます。 (以下、事務局長報告、記載省略)
古沼産業経済常任委員会委員長	議 長	私からも補足説明をさせていただきますが、6月14日に岩手県町村議会議長会臨時総会が開催されておりますが、その際に役員改選がございました。6月15日から県町村議会議長会会長に、住田町伊藤雅章議長、副会長に田野畑村鈴木隆昭議長が選任されております。以上でございます。
古沼産業経済常任委員会委員長	議 長	次に、常任委員会所管事務調査報告をお願いいたします。 産業経済常任委員会、古沼和也委員長。 産業経済常任委員会調査報告をいたします。 (以下、産業経済常任委員会委員長報告、記載省略)
大上智総務常任委員会委員長	議 長	ありがとうございます。 総務常任委員会、大上智委員長。 総務常任委員会調査報告をいたします。 (以下、総務常任委員会委員長報告、記載省略)
大上智総務常任委員会委員長	議 長	ありがとうございます。広域関係等の報告がありましたら、お願いします。

<p>村長の行政報告</p>	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>(なし)</p> <p>以上で、「諸般の報告」を終わります。</p> <p>日程第4「村長の行政報告」を行います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>議長のお許しございましたので、令和3年第5回普代村議会定例会への議員各位のご出席に御礼を申し上げながら、村政の近況について報告をさせていただきます。</p> <p>はじめに、村民の皆様には、長引くコロナ禍の影響が日々の生活に重くものしかかり、ご心配やご苦勞の多い中で、感染防止にお努めいただいております。心からの感謝を申し上げます。</p> <p>引き続き、命と健康を守るための感染防止対策の徹底にお取り組みいただくとともに、ワクチン接種への特段のご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、去る4月1日に、本村議会の副議長をお務めでありました野場義時氏をご逝去されました。村民の皆様とともに、村勢発展へのご尽力に感謝いたしながら哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈りいたします。</p> <p>それでは、新型コロナウイルス感染症対策の状況から報告します。</p> <p>まず、65歳以上の高齢者へのワクチン接種ですが、本日までで、668人の方が接種され、うち2回目も接種される方が326人となります。7月末までには、希望される高齢者の接種が完了できる見込みであります。</p> <p>そして、19歳～64歳の方への接種券は本日発送となります。予約などの手続き事務を円滑に進め7月の第3週、12日ころと思っておりますけれども、接種できるよう準備してまいります。なお、12歳～18歳の方々は、保護者の同意などが必要となりますので、意向確認等を行った上で、接種方法を決定し案内させていただきます。</p> <p>また、臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業は、5月中に完売となり、6月上旬締めで932万2,000円の利用となっております。宿泊助成は、5月末で562人の利用実績となっております。今後も生業や生活などへの影響を注視しつつ、必要な支援施策を講ずるよう取り組みますので、議員各位からのご指導もお願いいたします。</p> <p>なお、第3次の臨時交付金を活用し、スクールバスなどの除菌コーティング、集会施設等の換気・受電設備改修、観光施設等の修繕を進めるよう補正予算を提案しておりますのでご審査方お願いします。</p> <p>また、諸行事での感染防止を期す観点から、消防団特別点検、成人式、ふだいまつりを中止とさせていただきましたのでご理解のほどお願いします。なお、海フェスタ in ふだいや合同敬老会も、開催しない当初方針に変更はありませんので、ご承知置きのほどお願いをさせていただきます。</p> <p>次に、令和元年台風災害復旧事業の進捗状況ですが、公共土木等施設は、水道と河川は全部完了し、林道は堤線が9月末の完成で施工中であ</p>
----------------	--------------------	--

ります。橋梁は深渡2号橋が施工中、机1号橋が契約済、他2件が10月発注予定としております。道路は15件を繰越事業としておりましたが、うち9件は完了し、6件が施工中であります。また、本年度施工分の10件も契約済としており、残り8件につきましては10月の発注予定であります。

上区地区雨水排水は、1週間後になりますか、6月25日に地区説明会を開催し、7月中旬にポンプ場などの設計業務を発注するよう取り進めてまいります。

県の災害対応事業では、普代の沢砂防堰堤が契約済で、この事業につきましても、6月25日に説明会が行われますけれども、これを行い、来年の7月完成予定で着工ということで進んでございます。沢川砂防堰堤堆積土砂撤去は9月中旬の契約予定であります。土砂置き場の確保などに協力し、2カ年事業を後押ししてまいります。

次に、村内での主要事業等の進捗状況ですが、道の駅整備は、増設トイレなど諸設備を8月末完成予定で進めております。利用可能となった部分から順次に供用しており、9月上旬には全体供用となるものであります。萩牛線改良は、契約済みで10月中に完成となります。堀内中央線改良も契約済みで12月末完成を目指しております。普代橋補修・補強は8月末の完成で進めておりましたが、床版が著しく劣化しており、相応の補強が必須と確認されております。施工管理などに反省すべき点のありましたこと深くお詫びを申し上げながら、補強を万全に行うための工事費の補正対応をお願いをさせていただきます。なお、完成時期には遅れが生じないように改めての徹底をしておるところでございます。黒崎4号線改良は契約済で9月中旬に完成となります。普代平井賀線改良と南浜住宅解体は7月中の発注を予定をします。沢漁港の北防かさ上げは交付金の増額配分に対応する事業費補正をお願いをさせていただきます。

旭日区地域活動拠点施設は地区との協議を終え、設計業務に着手しております。7月中には工事発注し来年1月末の完成を予定します。

新規漁業者育成事業は、ここ5年間で10名の育成を行ったところでありましたが、今年度は1年度で4名を育成対象とすることができました。育成協議会補助金の増額補正を行い対応したいというふうに存じますので、ご審査方お願いをいたします。

国立公園上質化は、くろさき荘周辺の眺望支障木処理や階段・手すり・柵・トイレなどの修繕を事業申請しております。採択を待つて年度内に完了するよう取り組んでまいります。国立公園滞在型ツアー・ワーケーション推進事業は、採択となっておりますので、食の魅力やトレイルなどを生かしたツアー造成やワーケーション環境の整備などを行いながら、移住者誘致と持続可能な普代村創出事業と連携しつつ、地方創生施策の前進を期してまいります。

なお、県の事業では、岩泉平井賀普代線の道路環境改善、普代小屋瀬

線の改良、太田名部防潮堤の老朽化修繕などが進められます。県北広域振興局や県議会議員各位のお取り組みに感謝しながら、事業の円滑な推進に協力してまいります。

次に、くろさき荘の運営状況ですが、まず、昨年度実績は、利用者数が宿泊で前年度比 1,077 人減の 7,104 人となるなど、会食等を含めた全体で 4,552 人減の 2 万 2,241 人となりました。営業収入は、旅館利用が 662 万 7,000 円、食堂が 1,671 万 1,000 円など全体で 2,399 万 2,000 円減の 7,396 万 6,000 円となりました。コロナ禍での旅行や会食等の自粛が主な要因であります。結果的に大幅な減収となり、これを税財源で補填せざるを得なかったこと深くお詫び申し上げる次第でございます。

本年度の状況ですが、5 月末の宿泊数で前年度比 384 人増の 1,185 人、営業収入は同じく 612 万 2,000 円増の 1,383 万 9,000 円となっております。昨年の反動もあつての状況と思いますが、段階的に東北エリアを超えての誘客を図るとともに、4 月～5 月の利用実績が 16 人にとどまってしまうしました番屋めし利用の回復を期すなどいたしまして、収入の確保に一層にも努めてまいります。

次に、広域行政関係ですが、沿岸知的障害児施設組合では、老朽化により建て替えが不可欠な「はまゆり学園」に代わる施設が、令和 4 年 4 月に運営開始となることから、令和 5 年 3 月に組合を解散することとしております。その解散手続きとして、本年 12 月に構成市町村議会での解散の議決及び解散に伴う財産処分に関する議決が必要となっております。今後この内容などについて議会さんと協議させていただきますので、ご協力のほど、お願いをいたします。

次に、令和 2 年度各会計の決算見込みですが、出納整理の終了を受け、各会計決算の取りまとめを進めてございます。見込み値は、実質収支が一般会計で 8,147 万 9,000 円、全会計ベースで、1 億 1,348 万 2,000 円の黒字で、前年度からの繰越金や基金の増減を加味した実質単年度収支では一般会計が 2,030 万 1,000 円の黒字、全会計ベースでは、1,521 万 6,000 円の赤字と推計をしております。国・県からの支援をいただきながら、新型コロナ対策や令和元年台風災害復旧の推進に取り組んだ中で、ほぼ収支均衡決算と見込んでおります。

なお、村税の収納率は、全税目ベースでの現年分が 98.23%、滞納分が 19.86%となっております。漁業など地場産業の極端な不振が続く、納税環境の悪化が顕著な中での収納率アップは、村民の皆様や各納税貯蓄組合のご協力によるものであり、改めての感謝を申し上げ、今後も行政サービスを支える大切な財源の確保に一層のご理解をお願いをさせていただきます。

次に、寄付採納や人事、三セク関係についてですが、1 点目は、本村出身で、現在、奥州市水沢区に在住の和村有氏から黒崎地区に所有する宅地と木造 2 階建住宅の寄付申出をいただき、津波防災などを含めた村の

<p>一般質問</p>	<p>議長</p> <p>大上智議員</p>	<p>歴史・文化に係る資料の保存・展示を行いつつ、その活用により移住促進や交流人口の拡大にも資するよう採納させていただきました。和村氏のご厚意に深く感謝をしながら、大切に活用してまいる所存であります。</p> <p>2点目は、普代村教育委員会委員でありました上神田敬二氏より辞職願の提出があり、これを5月31日付けで受理させていただきました。委員としての約8年にわたるご尽力に深く感謝を申し上げますとともに、今後の商工会長としてのご活躍を心からご期待申し上げます。なお、後任委員の任命(案)につきましては、今議会に提案するよう取り進めておりますので、ご審査、ご同意の方お願いをさせていただきます。</p> <p>3点目は、地域おこし協力隊ですが、現在、村の会計年度任用と民間任用とで4名が配置となっておりますので、議員各位のご指導などよろしくをお願いをさせていただきます。また、今年度から新たに取り組むこととしていた移住アドバイザーは、2名を会計年度任用として配置してございます。こちらの方もご指導等お願いをさせていただきます。</p> <p>4点目は(株)青の国ふだいの決算見込みですが、昨年度は、コロナ禍での観光ツアー客の減少やイベント自粛の影響から店舗売上が減少しましたが、ふるさと納税の増大による業務受託収入の増などにより、当期純利益が888万7,000円を計上でき、繰越利益剰余金が619万5,000円となる見込みであります。</p> <p>本年度は、登録認定された道の駅の指定管理受託者として、本村の観光・物産の振興や村の玄関口でのもてなしが飛躍的にも向上するよう努めてまいりますので、村民の皆様や議員各位の運営などへのご指導方よろしくをお願いをいたします。</p> <p>終わりに、議員各位や村民の皆様に、東京2020オリンピック聖火リレーなど、コロナ禍で取り進められた諸事業や行事へのご協力に重ねての御礼を申し上げながら、本議会に提案の各会計補正予算(案)、手数料条例などの一部改正(案)、財産の取得(案)、教育委員会委員の任命同意(案)につきまして、十分なるご審査を賜り、全議案につきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、一問一答方式で行います。</p> <p>質問者1人当たりの持ち時間は、答弁を含め60分以内です。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>4番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>議席番号4番大上智でございます。私の一般質問に入らせていただく</p>
-------------	------------------------	--

	<p>前に、お時間をちょうだいいたしまして、去る 4 月 1 日の前副議長の故野場義時氏の突然の逝去に対しまして、生前持ち前の人徳から皆様に愛され、われわれ議員一同に対しましても励ましのお言葉をお掛けくださり、心のこもったご指導をいただきましたことに心より感謝いたしますとともに、改めてご冥福をお祈りいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本題に入らせていただきます。まずもってこの度のコロナウイルス肺炎感染症収束に向けてのワクチン接種事業が円滑に遂行され、離れて暮らす家族との安全・安心の早期再会を心から望みます。また、私の福祉関連の一般質問に先立ちまして、この場をお借りいたしまして、村当局をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員の方々、社団法人普代福祉会、医療機関等地域福祉に携わってくれている方々に、村民の皆様とともに改めて敬意と感謝を申し上げます。それではさっそくですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。</p> <p>質問の第 1 は「高齢者認知症に関わる福祉支援策の推進について」でございます。昨年度末において、村の第 5 次普代村総合発展計画をはじめとする新計画が続々と策定されていますが、その中に第 2 期普代村高齢者福祉計画も新たに策定されております。その中にあります認知症高齢者福祉に関して以下について伺います。</p> <p>1 番、認知症カフェや介護家族交流会の立ち上げ支援、開催等を通じた在宅介護家族への支援、認知症サポーター養成研修、認知症に関する相談窓口の周知、認知症になっても今までのように暮らし続けていけるような認知症バリアフリーの取り組み等の進捗状況について伺います。</p> <p>次に 2 番、認知症高齢者介護も 1 つの起因となり得る、高齢者虐待防止策の取り組み推進をどのように考えているか見解を伺います。</p> <p>      榎屋村長。</p> <p>      大上智議員の「高齢者認知症に関わる福祉支援策の推進について」のご質問にお答えをいたします。1 点目の在宅介護家族の支援、認知症サポーターの養成、認知症相談窓口の周知、認知症バリアフリーへの取り組みの状況などについてでございますが、家族の支援ともなります、認知症カフェや家族交流会につきましては、今年度の後半、10 月ごろからの立ち上げ開催に向け取り組むこととしてございます。以後月 1 回程度保健センターを会場に実施する予定ともしておるところでございます。サポーターの養成研修につきましては、認知症への理解の普及浸透や家族介護を含め、地域全体で支えていく環境づくり、人づくりが肝要ということで、令和元年度に開催をいたしまして、地域の方々や事業所関係者など 20 名の参加をいただいたところございました。昨年度は残念ながらコロナ禍で未実施でしたが、今年度は現在のところ開催する予定で進んでございますし、今後毎年といたしますか、毎年度 10 名のサポーター養成を目標に取り組んでまいりたいというふうに考えさせていただいております。認知症相談窓口の周知ですが、地域包括支援センターか</p>
--	---

議 長  
榎屋村長

	<p>らの受託で認知症支援推進員、こちらを社会福祉協議会の方に配置をしてございます。包括や初期集中支援チーム等々との連携で対応させていただいていること、今後も周知をしてみたいというふうに考えております。認知症バリアフリーの推進でございますが、認知症の方や、その家族・サポーターなどがつながりをもって活動する仕組み、チームオレンジの活動というふうなことのようでございますが、これがバリアフリーの推進に大きな力を発揮するというふうに言われてございます。外出の支援・見守り・声かけ、話し相手活動など、多様な方々の協力と参画の下で、この同様のことが行われていくよう取り組んでいければというふうに考えさせていただいております。</p> <p>次に、2点目の高齢者虐待防止策への取り組みについてでございますが、この取り組みは、高齢者を養護するいわゆる世話をする、見守る方を支援をする視点が極めて重要ということと言われてございます。介護などをするようになった初期段階から先ほど議員からお話しもございました、関係のカフェなり、交流会・研修会なりで認知症への理解を深めながら、ストレスを限界に達させないような環境づくりなどに、地域などみんなを巻き込みまして取り組んでいければいいなというふうな考えでおるところでございます。また、虐待が疑われることが見受けられた場合には安心して情報提供がされるようにし、早期の啓発・相談・対処等を可能ともいたしまして、虐待の芽を早く摘み、そして、悪化などがないよう防止にもつなげてまいりたいというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>ただ今の質問に対して、再質問をさせていただきます。ただ今の認知症高齢者福祉に対するの施策の進捗状況をお答えいただきましたが、福祉計画の中の推計においても認知症高齢者は年々増加傾向、令和2年度時点で161名とあります。この認知症に関しましては、要支援・要介護認定において、認定度評価が低い設定になっているのではないのかと感じます。それにより、受けられるサービスが限られ、それだけ介護家族の負担が増すこととなります。この度の第2期高齢者福祉計画の策定に関するアンケート調査においても第2号被保険者、これは40歳～64歳の人らしいですけども、の本村に求める施策は、介護者の家族に対する支援が最高位の結果となっており、自宅で認知症の介護をしている場合、ちょっと変な言い方になるかもしれませんが、元気な認知症高齢者が結構多いと思われます。これがなかなか大変です。同居家族も認知症への対処方法が分からないものだから、ついつい大声を出してしまうケースも多々あり、こうなれば家庭内がおかしくなってしまう、かなりのストレスを抱え込むこととなります。苦しんでいる潜在的な家族介護者が多いことは明らかです。このことを放置しておけば、本計画の基本理念である、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせる村づ</p>
--	---

議長  
大上智議員

	<p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p>	<p>くりの実現は遠いものになり兼ねません。まずは、早急なる実態把握調査を行い、この困窮している家族介護者を現実的なものと捉え、例えば、専門的技術・知識を持っている保健師、ホームヘルパーのサービスを受けることができれば、気持ち的にも認知症高齢者はもちろん、同居家族もずいぶん救われると思います。また有資格者の認知症ケア上級専門士または、認知症ケア専門士を招いての講習会等を開催し、同時に認知症ケア準専門士、認知症介助士育成事業等を立ち上げる施策等を講じ、実効性のある施策で支援する必要があると思いますが、見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えを申し上げます。家族介護者への支援の必要性、そのとおり理解をしますし、私も変な言い方になるかもしれませんが、よくそういったことでお困りといったような声も聞いたりとするのが現状でございますので、改めてそういった認識を深めまして、取り組みを強化するよう関係部署連携の下に、あるいは県等いろんな機関とも相談をして進められるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>次に、2番目の高齢者虐待防止策ですが、平成18年4月1日に高齢者虐待防止法が施行され、早期発見・早期対応の施策推進通報義務を課している訳ですが、介護者の家族、いわゆる養護者による高齢者虐待累計は1つ目は身体的虐待、これは暴力的行為、ベッドに縛り付ける等外部との接触を遮断する行為。2つ目は介護・世話の放棄・放任。3つ目は心理的虐待、これは脅し・侮辱などの言語、威圧的な態度・無視、精神的苦痛。そして4つ目が性的虐待。5つ目が経済的虐待などがあげられるようですが、これの防止策は地域包括支援センターは、効率的・効果的な住民の実態把握による支援を必要とする高齢者の見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うための地域におけるさまざまな関係者、民生委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、自治会、介護サービス事業所、保健センター、医療機関、警察、消防などによる高齢者虐待防止ネットワークを市町村とともに構築していくことが必要とされております。またこのネットワークはセルフネグレクト、自己放任にも有効活用できます。虐待を未然に防ぐためには、認知症に対する正しい理解や介護知識の周知、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減が有効とされています。養護者支援は、虐待未然防止、虐待の解消へつながる対応だと思いますが、施策等を含めた見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。お話しのとおり、虐待防止、難しい言葉で言えば養護者になるんでしょうけども、実際平たく申せば見ていただく方々、お世話をする方々、この方々の理解のあり方とそれからその理解が進んだり、前向きな取り組みがされるように、検診を含めてみんなで支えて</p>
--	--	--

		<p>いく。あるいはお話しがあったように専門家等々の訪問でストレスが限界に達しないように抑えるというか、そういった取り組みをすると、支援をするというようなことが重要というふうなことでございます。現在は包括から答弁でもお話ししたように、包括から社協の方に支援員の方を2人配置をした中で、その方が回っている際にいろんな状況を掴んだり、報告をしたりといったようなことで取り組んでおります。この部分を包括は村が関わりますし、それから支援員の方は社協さんで関わっているといったようなことですので、そこらの連携をさらに強化をしながら、先ほどお話ししたような全体で支えるといったような仕組みづくりをより進めていくことが大事かなというふうに思っておりますので、そういった部分についての取り組みも進めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>議 長 大上智議員 4番大上議員。 先ほど話しました認知症ケア専門士、普代に1名グループホームの方にいらっしゃるみたいですが、この方のご協力を得ながら何か政策を進めるということは可能でしょうか。</p> <p>議 長 柁屋村長 柁屋村長。 お答えをいたしますが、ケア専門士について、不勉強で私承知しておりませんが、そういった人材の活用、あるいはそういった活用ができるように、そういった人材を支えていくといったこと、まずは重要でございますので、大変申し訳ないですが、今後の活用について、担当課を含めて取り組むようにさっそく勉強等させていただきますし。また、そういった部分の人材の確保等々についても状況について取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>議 長 大上智議員 4番大上議員。 1番目の質問を終わらせていただきます。</p> <p>議 長 大上智議員 大上議員、続けて2項目目も許します。 質問の第2は、「障がい福祉計画について」でございます。本村においても、「障害者総合支援法」の「障がい者の日常生活や社会生活の支援が共生社会の実現」の基本理念の下、本計画の基本理念を「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」として取り組んでおるところであります。その実現に向けて策定された障がい福祉計画の以下について伺います。</p> <p>1番、「ソーシャルインクルージョン」の推進、「ノーマライゼーション」の理念の下、障がい者の種別や程度に関わらず、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりをうたっておりますが、令和3年度においてどのような施策で取り組むのか見解を伺います。</p> <p>2番、令和2年度時点で本村の障害者手帳保持者数は163人が交付を受けているようですが、村の障がい者に対する相談、助言、援助、訓練、支援強化・改善についてさらなる施策が必要と思われませんが、見解を伺</p>
--	--	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>います。</p> <p>3 番目、障害者等自立支援給付に含まれるとともに大きな金額を占めておりますが、就労支援B型、共同生活援助（グループホーム）の福祉実績について見解を伺います。</p> <p>4 つ目、実態の高齢者を含む居宅障がい者は、どの程度いるのか不明の点がありますが、以前と比べて見守り福祉が低下しているように聞きます。原因は保健師、社会福祉法人管轄のホームヘルパーの人員不足だと思いますが、見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上智議員の「障がい福祉計画について」の質問にお答えをいたします。1 点目の障がい福祉計画施策への令和 3 年度の取り組みということでございますが、お話しをいただきました計画の基本方針の展開に向けまして、障がい者の理解啓発はもとより、タクシー助成等での移動の支援、乳児期から学齢期に対する療育、そして発達支援、広域連携での権利擁護の成年後見事業・障がい者の災害や感染症対応への体制整備、そして専門従事者間の連携の強化等を行うように取り組むことで進めてございます。</p> <p>2 点目の障がい者支援施策の改善等といえますか、さらなる、推進への考え方ということでございますが、お話しをいただきましたように手帳保持者数は、ここ 3 年間で身体の部分が大きく 11 人の減ということですが、130 人余でありますし、一方知的や精神はそれぞれ 30 人余と横ばいであります。身体が減少している中で知的と精神は横ばいといったようなことでございまして、のべ人数では 160 人余、人口比で申しますと、6%台ともなっておりますのでございまして、支援の強化などに今後も継続した取り組みが必要というふうに考えさせていただいておりますし、その施策に効果を出すように適切に改善あるいは、工夫等々もしてまいらなければならないというふうに考えさせていただいております。そして、その障がい福祉サービスの現状でございますけれども、身体の方々が、日中一時支援や移動支援、さらには日常生活擁護の給付などを受けております。それから知的や精神の方々の半数くらいの方々が所定・所要のサービスを受けておられるというところでございます。みんなで社会復帰などを多くの方々に実現をいただきたいというふうな中にある訳ですが、現実には障がいの種類や軽度によりまして、難しい状況もあるといったのが現実でございます。利用者本位のサービスの提供、それから利用者の希望に沿った応援、生活のお手伝いなど関係機関とも連携もし、また指導もいただきながらその強化に取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>それから、3 点目の就労支援B型と共同生活援助の実績でございますが、就労継続支援の日雇用B型は、久慈市と宮古市の事業所を 11 名が利用してございます。また、共同生活援助は、夜間や休日に共同生活を行</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>う居所での援助を受けるといったようなかたちのものをございまして、3名が就労継続支援と併せて利用をされておるといふような状況でございます。昨年度での事業費的な部分ですと、就労支援が、1,820万円、共同生活援助が410万円などとなっております。自立支援全体では、約7,000万円の実績というふうになってございます。</p> <p>4点目の、見守り福祉が低下しているように聞く要因についてでございますが、まず居宅障がい者数は、140人台というふうに思われるなどというふうに感じております。その中で心臓や内部、あるいは聴覚障がいの方は健常者と同じ生活能力を有し、サービスの受給が必要がない方などもある中でして、実際のところは居宅障がい者数の実態と実数といったような把握には、苦慮もしておる訳でございますが、そういった中で私どもも村政懇談会で低下との話しを聞くといったような状況にもあっておりますところでございます。その要因的には、やっぱり介護保険制度導入での変化といったものがあると思えますし、これらと付随してのもろもろ、制度の変遷の中でのいろんな部分の改正が影響も出ているなどというふうに思っておりますし、高齢者数が増加して、そのサービス料の増加、あるいは中身・内容が複雑、多様化もしてきているといったのが現実にあるというふうなことで、そういったことも確実に影響をしているものというふうに考えさせていただいております。今後でございますけれども、現在もサービス料のピークの時期、現実には迫ってきているというのが実態でございます。そういったことも踏まえながら、地域包括支援センターや社会福祉法人での人材の適切な確保等々に村のものも適切に支援・対応などしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えさせていただいております。そういったことで今後の取り組みをしてまいりたいというふうなことを申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上智議員。 再質問をさせていただきます。5項について伺います。</p> <p>1つ目、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定にあたって、多様化するニーズに対する村の施策の役割が大きくなっているとしていますが、この多様化するニーズとは例えばどのような新たなニーズがあると捉えているのですか。</p> <p>2つ目、村長のはじめに、5ページにあります全計画に掲げた事業等の評価をはじめ、新たな事業の立ち上げはどの分野に示されているのですか。</p> <p>3つ目、基本理念にうたわれておることは、障がい者の有無に関わらず地域共生社会の実現に尽きると思われ、計画策定の随所の考え方にも見受けられる訳ですが、現時点での自立訓練、就労移行支援、自立生活援助等の施策に対する見解を伺います。</p> <p>4つ目、先ほどの質問と被る点もあるとは思いますが、令和2年度時</p>
--	---------------------	--

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>点で 162 人に障がい者手帳を交付しているようですが、交付後の障害者に対するアフターフォローはどのようになっているんですか。この 163 人の内訳は身体障がい者が 101 人、その中で肢体不自由の方が 50 名、心臓機能が 19 名、聴覚障がい者が 11 名、これで 101 人。あと知的障がい者が 31 人、精神障がい者が同じく 31 人となっているようでございます。</p> <p>5 番目、前期計画の振り返りにおいて、多くの項目で達成できた、概ね達成できたとあり、内容を見ますと、実績ゼロもかなり見受けられます。サービス自体がニーズを受けての設定になっているのか、疑問を生じざるを得ません。これは要するに、久慈管内において、サービス資源が限られることや担当者が少ないということに尽きるのですか。何か訪問サービス以外は施設事業所へのいわば橋渡しというのか、そういうのが主なサービスになっているように見受けられますが、障がい者福祉支援は主に久慈管内 4 市町村で組織する久慈広域連合で行っているというふうなことでよろしいのでしょうか。以上を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。細部については、もしかすれば、担当課長からお答えをするようになるかもしれませんが、まずお話しのございました、自立支援の関係の施策でございますけれども、いずれ、施設でもいろんな分野におきましても、自立に向かって可能な取り組みといったことを進めるように当然専門の方々、あるいは私どもも考えている訳ですけれども、現実的にはなかなか難しい部分もあるといった実態でございます、その部分につきましては、お話ししたようにいずれ希望に沿ってサービスに取り組むと、あるいは希望をもった取り組みができるような生活の支援をしていくといったようなかたちに取り組んでいるのが実態でございます。多くの方々に、自立支援に取り組んでいただくための事業を活用したりというふうなことで取り組む訳でございますけれども、実際にはなかなか取り組んだ成果がすぐに出る部分と、それから何ていいますか、現状の維持でどうしてもとどまってしまうといったような部分があるといったようなことで、悩ましい状況が現実でございます。いずれ再三になりますけれども、自立支援への取り組み、いろんなサービス事業等ございますので、適切な取り組みができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>あと手帳保持者へのアフターサービスの件でございますけれども、やっぱり、実態の数といったものをなかなか交付した後が、結構個人情報にも当たりますので、相談を受けたりサービスをすることについて、ともに取り組まないとなかなかサービス提供に至らないといったようなことございます。もちろん例えばペースメーカー等入れた方もそういうふうになる訳ですけれども、その方々は健常者と変わらない日常を過ごしているように見えて特にサービスといったようなこともなかなかないといったようなことございまして。実際のそういったアフターケアに取り組</p>
--	---------------------	---

		<p>まなければならぬ実態数というのが難しいといったような中にはございますけれども、いずれ今現在村ではいろんな訪問とかいろんな福祉関係の相談とかに出向いたりお聞きをしたりする中で、その方々に必要な支援といったのに取り組んで、さらに支援を求める部分を可能とするような取り組みをさせていただいておるとというのが実態というふうなことでございます。</p> <p>あと、一般の場合が第6期、それから障がい児については、第2期の計画というふうなことになってございますけれども、この部分での前期その前の全計画の評価につきましては、議員お話しがあったような中での評価といったようなことになっているのが現実というふうなことで思っております。いずれ何といいますか、この対象について、把握をして、そして可能な取り組みをするには、やっぱり障がい者の方々、そしてその擁護の方々、そしてそれを判定する専門家の方々、立ち上がり支援をする仕組みを考える人たち、一体となつての取り組みが必要といったようなことで、時間もかけての対応もしておるというふうな状況にもございますので、いずれ引き続き適切でそういった取り組みが充実するように、取り組ませていただくというふうなことで私の方は思っております。</p> <p>あと久慈広域連合でといったような部分ではない、連合という部分ではないはずでございます、広域圏での保健所とかそういった広域行政の中での取り組みにはなりますけれども、連合自体の事業の部分を中心にというふうなことではございませんので、そういった中で各市町村と連携をしているというふうな状況でございます。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>ただ今の村長の答弁、非常に理解をさせていただきます。この問題はなかなかいろいろな要素があつて、複雑でかなり対応するにも、支援するのはもちろんだとは思いますが、われわれも一生懸命支援はしたいと思っております、なかなかいろいろな要素が絡み合つたり、なかなか簡単にできないことは理解させていただきます。ですが、村としてもできる範囲のご支援の方を今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。以上で2つ目の質問を終わります。</p> <p>4番大上智議員の3項目目の質問を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>質問第3は、「村のヤングケアラーの実態把握について」でございます。昨今、新聞・テレビ等報道機関で、ヤングケアラー問題を取り上げておりますが、以下について伺います。</p> <p>1番、村では、村のヤングケアラーの実態をどの程度把握しているか伺います。</p> <p>2番、教育委員会としてヤングケアラーについてどのような見解を持っているか伺います。</p>
	議 長 大上智議員	
	議 長 大上智議員	

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>3 番、村として、早急に小・中学生を対象とした調査に乗り出す必要があると思いますが、見解を伺います。</p> <p>4 番、村として、児童福祉サービス等施策を講ずる必要があると思いますが、見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>大上智議員の「村のヤングケアラーの実態把握について」の質問にお答えをいたします。1 点目の村での把握状況といったようなことでございますが、大変申し訳ないんですが、ケアラーを把握するといった視点での調査は実施していない状況にあります。ただ、介護認定や障がい福祉サービスを受ける・受けられる方に関しては、介護支援専門員の家庭訪問がありますし、ケース会議での情報共有もされ、ケアラーの方の意向とあるいは負担といったようなこともその中で考慮をして対応がされていくというふうな状況になっております。なお、それでも介護関係制度に当てはまらない方がおる訳でございます、その方についてのケアラーの把握・対処これができていないといったのが実情でございます、担当部署等を含めまして課題があるなというふうな認識を持っているところであります。また教育長からお話しもあるというふうに思いますが、ヤングケアラーということでは、要保護児童対策協議会において、虐待を受けている子供をはじめとする、要保護児童の早期発見と適切な保護を図るよう関係機関が情報共有を密にもいたしまして、対応しております。現在まで村でのヤングケアラーの確認ということはないというふうなことで報告を受けております。</p> <p>それから、2 点目と 3 点目の質問があるようですけども、これを飛びまして 4 点目の質問をお答えをさせていただきますけども。村として、児童福祉サービス施策を講ずる必要性についてでございますが、本年 3 月策定の県の児童虐待防止のアクションプランでも、貧困状況にある子供の実態把握や関係機関との情報共有をしっかりとというふうな部分の中に、ヤングケアラーの実態把握といった部分の記載もされてございますので、今後は要対協での把握とそして、確認をされた場合には必要な支援措置を講じてまいらなければならないというふうなこれに取り組んでいかなければならないというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げます、答弁とさせていただきます。</p> <p>三船教育長。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、4 番大上智議員のヤングケアラーに対する「教育委員会の見解」、そして、「小中学生に対する調査の必要性」についての 2 点のご質問についてお答えをさせていただきます。まず 1 点目でございますが、議員はご承知のこととは思いますが、一般的にヤングケアラーというのは慢性的な病気や障がい、または精神的な問題などを抱えた家族の世話をしている 18 歳未満の子供や若者というふうに言われております。現実的に家族の誰かが病気や障がいのた</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>めに、長期のサポートや看護、あるいは見守り等が必要となりそのケアを支える人手が十分でない場合は、未成年の子供であってもケアの役割を担わなければならないという状況が生じてしまいます。仮に小・中学生、あるいは高校生が家族のケアをすることとなった場合には、学校といった同室性の高い集団で周りの子供たちと違う体験を強いられまして、そのことで周囲に自分を合わせる事が苦しくなってしまうといったことが考えられます。つまり年齢に応じた目標に向かって勉強や部活動を頑張り、生活を楽しんでいる同年代とでは使える時間や気力に違いが出てきてしまいます。そのようなことを踏まえ、教育委員会の見解としましては、各家庭にはそれぞれのさまざまな事情があり一概には言えない訳ですが、児童生徒にそのような事態が起きた場合、児童生徒の学ぶ権利と人権を守り保障するために児童福祉、保健医療、教育及び警察、司法等の関係機関及び関係者で組織する村の要保護児童対策地域協議会に諮り、ケアをすること自体を否定するのではなくて、児童生徒がケアを担わなくても済むような支援・対策を探ってまいります。また、このヤングケアラーにつきましては、令和元年7月に文科省、県教委から通知を受けまして、ヤングケアラーの概念についての認識と必要な支援についての対応につきまして、各学校に通知しております。しかし、このヤングケアラー、まだまだなじみの薄い言葉で、認識も不足していると思っております。今後もさまざまな機会を通し、周知を図り見逃さない、見落とさない環境づくりに努めてまいりたいと思っております。</p> <p>次に、2点目の「小・中学生に対する早急な調査の実施」についてのご質問でございますが、結論から言いますと、本村ではヤングケアラーの実態調査は実施しておりません。と言いますのも、年10回開催する校長・園長会議、年4回開催の生徒指導連絡協議会では、毎回児童生徒の様子、あるいは問題を抱える児童生徒の状況と指導に関する報告を受けています。また、高齢者の暮らしをサポートする村の地域包括支援センターとも連携をしており、今回の質問にあたりまして念のため、学校・包括にも確認をしましたが、先ほど村長の答弁にもあったように、本村児童・生徒には、冒頭申し上げた、慢性的な病気や障がいまたは、精神的な問題などを抱えた家族の世話をしているヤングケアラーの実態はないものと思っております。今後、校長・園長会議、生徒指導連絡協議会等さらには包括との連携の中でもし実態があり、実施が必要という状況になれば、ヤングケアラーを特定するためだけの調査ではなくて、子供たちの実態をさらに深く把握するようなかたちで実態調査を行っていきたいということをお話しさせていただきまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上智議員。 いろいろな要因から本村では実態調査は、現在のところは行われてはいないというか、必要性が今のところ見いだせないというようなご答弁</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>を伺いましたけども、この問題は国の調査によれば、中学 2 年生のおよそ 17 人に 1 人、全日制の高校 2 年生のおよそ 24 人に 1 人が世話する家族がいるとしています。児童においては友人に親族の介護の世話の話をして共感してもらうことが難しく、誰にも話せず孤立を深めることになり、学校生活においても種々の活動も介護の世話でまともにできず進路においてもかなりの障がい負担を強いられてきた元ヤングケアラー、現役ヤングケアラーが存在し、現在も親・親族の影響を受け、中にはその介護から離脱した行為に対して苦しんでいる実態があるようです。行政機関においては、家庭のことは、個人情報の問題があり、本人から話しがないと踏み込めない方針を取っているところが多いようですが、埼玉県においては 2020 年 3 月にケアラー支援条例を制定しており、これは学校や教育委員会にヤングケアラーと思われる児童生徒の生活状況、支援の必要性の確認を義務付け、相談に応じたり支援機関に取り次いだりするものようです。</p> <p>さいたま市においても本年 6 月、一律の全中・高校生を対象に具体的な支援につなげるため、記名式で調査を行うようですし、同市細田教育長は、「学習や進路など教員が支援できることがたくさんある、スクールカウンセラーなど専門家とも調査結果を共有し、1 人ひとりに何ができるか具体的に検討したい」と述べております。また、国においても支援策を検討してきたプロジェクトチームの報告書を 5 月 17 日までにまとめ、支援につなげる体制を強化するとのことのようです。山本厚生労働副大臣は、「ヤングケアラーに手を差し伸べる施策を進めることは家庭全体への支援につながるため非常に重要である」と述べておりますし、また立正大学の森田教授は、「学校がヤングケアラーを早く見つけ、家族の世話を託せる福祉サービスにつなぐことが必要である」と述べております。村においても、もしヤングケアラーの存在を確認したら、大変デリケートな要素を含む問題であり、児童生徒の中には進んで使命感の下、親・親族の介護や世話にあたってくれている子供もいるとは思いますが、問題を一人で抱え込んでいる個々の児童・生徒に直面し、相談に乗ってあげ、ぶしつけの支援ではなくその児童が必要とする部分の支援をすべきだと思いますが、この辺についての見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。お話しございましたように、何と言いますか、17 人に 1 人、村に世話をしなければならぬ高齢者等の家族を持っているといったような実態、改めて確認をさせていただきましたし、そのことが子供の健やかな成長とか、いろんな将来への夢・取り組み等々に影響があることはできるだけ避けるような取り組みを行政も福祉関係の部分も、教育部門でもとって対応していかなければならないというふうに改めて思いましたので。今後そういった部分、実態的にあるかないかもでございますけども、あった場合の対応についてしっかり教育委員会等</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>とも相談をして、準備という言い方はあれですけども、していくべきというふうなことで取り組んでまいります。</p> <p>4番大上議員。 ないに越したことはない訳ですけども、とにかくそういう児童の取りこぼしというか、それがないように、いろんなお互いの機関において目をやって、そういう児童っていうか、ヤングケアラーを生み出さないような、あったらとにかく必要な部分だけの支援をするというような体制を組んでもらって今後も進んでもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>以上で、4番大上智議員の一般質問を終わります。 次に、6番中上一登議員の一般質問を許します。 6番中上一登議員。 6番中上一登でございます。質問の前に元副議長であります野場義時氏のご逝去に改めてご冥福をお祈り申し上げます。 それでは、質問に入らせていただきます。私の方からは、2点、「定住促進助成について」と「終活支援」、就職活動でない方の終活支援についてお伺いさせていただきます。 まず1点目の「定住促進助成について」でございます。村には、村営住宅入居者の一定基準を超えた家賃を助成する「ふるさと定住促進助成制度」があります。しかし、現在、村営住宅は空きも少なく、中心地には空きがない状態でございます。村営住宅を補完する住宅として、民間賃貸住宅にも入居基準を設け助成することにより、さらに定住促進になると考えます。制度を民間賃貸住宅にも広げる考えはないかお伺いいたします。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 中上一登議員の「定住促進助成について」の質問にお答えをいたします。この助成は、公営住宅法による国補助により建設の芦渡住宅12棟、堀内住宅6棟、そして普代駅前住宅10棟の家賃がお話のように一定基準を超えた場合に、超えた分を助成をし定住促進につなげているというふうなものでございます。昨年度の実績でございますが、芦渡住宅で9棟、堀内住宅ではなし、駅前住宅では2棟、合わせまして28棟中の11棟が該当をしまして、110万2,000円の助成を行っておるところであります。この助成制度の住宅でございますが、補助基準に沿う一定の設備水準で建設をされまして、全て合併処理浄化槽を備えておりますし、家賃につきましても、国のルールどおりに毎年の収入で算定するなどしまして、明確な基準の下での助成を行えるといったようなかたちでございます。一方民間賃貸住宅は、ほとんどが浄化槽がないなど、村の補助を受けての住宅とは設備等々の違いが大きく、また家賃につきましても、収入は関係なくですね、家主さんのまちまちの設定で決まっているといったようなかたちで、諸設備の部分でも、家賃の部分でも、ベースが村</p>

	<p>議長 中上議員</p>	<p>の部分の住宅ともあるいはそれぞれ民間の貸家間でもだいぶ違いがあるといった状況でございます。そういった状況を踏まえた場合、議員さんからもご指導のあるとおりですね、民間の賃貸住宅に現行の要綱での助成を適用することは難しいと、むしろ全く新たな制度創設が適切でないかなといったようなことを考えております。当然民間と共同で定住促進を進めるといったことは、村にとって重要な取り組みというふうに考えますし、とりわけ住宅といった部分は、仕事と同様に最もニーズが高い定住の絶対条件といったようなこととと考えてございます。そういった考えの下で進めたいというふうには思いますけれども、いずれすぐ現行要綱では、先ほどお話ししたような状況から定住助成を適用することはできませんでございますが、今後民間の貸家間の設備の状況、あるいは家賃の状況などを情報収集を行いながら、新たな制度づくりの検討の必要性を理解をしましたので、そういった認識の下で、定住の前進に資するような制度の検討をさせていただきますということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>6 番中上一登議員。</p> <p>なかなか今の村営住宅と民間住宅の格差というのはすごくあるので、同じような助成はもちろん無理だとは思いますが、例えばほかの自治体、上士幌町と北海道の方にあるようなんですけれども、こういったところでも公営住宅の補完として、民間の住宅にも入居者にいろんな条件があるようなんですけれども、補助金を出して、いろいろ移住者や人口を増やしているというところもあるようでございますので、ただ簡単にはいかない。その場合にも家賃ではなくて、建設費にも補助金を出す、そして入居者にも出す、建設業者は地元を使った場合とほかの建設業者を使った場合の補助金額の差をつけているというかたちで建設を進めているところもあるようですので、やはりそちらの方も補完をしながらやっていかなければならないと思うんですね。入居者に対する補助だけでなく、今の状態では、なかなか村営住宅をどんどん建てていっても、恐らく今度は村の維持費の負担というのが大きくなる可能性がある訳ですね。村で建てるよりは民間の方々に建てていただいて、それに補助を出した方が、そして、固定資産税も上がるということで、何年かすれば、補助金をある程度、補助金の4割から6割は回収できるというような試算もした上でやっているようですので、そういったことも決して損にはならないというか、誰も建築業者も家主さんも入居者も、そして役所も全部がいいようなかたちになっているなというのをこの政策を見て思ったんですけれども。村の村営住宅の条例の第5条、「村営住宅に入居することができるものは、次の各号の条件を具備するものでなければならない」とある訳なんですけれども、入居するときと収入が違ってくれば、必ずしも条件どおりに入っている方々ばかりではない。そうなるべくとどうしても、ごく一部の村民に対して補助をしてしまっている、</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>結果としてですね、なっていると。どうしても村営住宅だけでは、補完しきれない部分があるのではないかとということで、その建築の方も合わせた上で、村の定住者を増やしていく政策に切り替えていかなければ。今移住に力を入れていますが、確かに移住して村に住んでいただいているのは、ありがたいことですが、地元に住宅がない。地元の人を補完せずにほかからの人を優先というの、何か矛盾しているなという感じがします。</p> <p>前回の役場職員の募集に関しての条件が、「普代村に住むこと」というのがあったんですけども、それで総務課長の答弁では住宅がなかなか手当てができないというような矛盾もある訳です。そういった意味でもやはり民間と協力しながら、村だけが立派な村営住宅をどんどん建てるんじゃなくて、民間を補完することによってそれにまつわる事業者等も経済波及効果がよくなるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、そういった点で考えていくことはできないのかどうか村長にお伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたしますけども、いずれいい方法を考えて探って、そして重要な定住促進に資する部分のことを進めていきたいというふうな思いでおります。お話し・ご指導いただきましたように、入居者への支援もありますし、それから家主さんへの、あるいは新たな建設をする方へのといったようなもろもろの支援、お話しのようにあるようでございますし、そういった中での取り組みをとったことしております。昨年度…その前でしたか、状況が建物の値段が上がってきまして、何とか民間の方に建てていただけるにはどうしたらいいかなというふうなことで、前副村長と試算をして情報収集をしたこともありますけども。今はやっぱり自分の土地の建設でなければなかなか難しいといったような中で、じゃあ村の土地を将来的にというか、先々は住宅を建てたら何年かは無償で貸して、そのあとはそのままお使いをいただくといったようなことの取り組み等も考えたことはありますし、また個々の方がそれに取り組むのではなく、民間の方々が組んで大工さんも土木屋さん水道屋さん、あれで言えば村も。そういった組んでの取り組みもできないかなと、あるいは久慈に名前の特定になるか、何とかホームとかそういったのを一括でやっている業者もある訳ですので、そういったことの活用もできないのかなといったようなことで考えたこともありますけども。なかなか進んでいないのが現実でして、今回一般質問での提案をいただいた訳でございます、そういったことを進めたいなというふうな思いで、改めて、政策推進室ですか、そっちの方に検討するようにさっそくにも申し付けてもあります。その中で、先ほどの洋野町の件とかいろんな件を勉強させていただいておるところでございますので、そういったことをさらに詰めて進めてまいりたいというふうなことしております。</p>
--	--------------------	---

なお、ご存じのとおり今村営住宅は補助をもらった建物で、対象にしていますけれども、その他住宅と分類する部分は、その対象としていないといったようなところで、これがなかなか老朽化しておりますので、力持住宅等で2棟3棟ずつの改修に取り組んで進めていきたいなというふうなことで取り組んでおりますし。あと建てるだけじゃなくて、空き家についてもご指導いただいておりますので、これの村有化の試行といったのにも1棟取り組んだ訳でございますので、そういったのの状況も見ていきたいというふうに思っておりますし、あと南浜住宅の部分、7月に一部解体を発注をするというふうなこと、行政報告でお話しをさせていただきましたが、その後をどういったかたちにしたらいいのか、みんなで相談をした中で、先ほど言ったようないろんな村内の企業さんが組んだ中でそういったのに活用といったような場合には、定住促進に資するのであれば、適切にみんなで検討をしていかなければならないような思いでもおるところでございます。いずれ、そういった取り組みをいろんな方向からご指導もいただきながら、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導をお願いしたいというふうなことで答弁いたします。

議長  
中上議員

6番中上議員。

先ほどまず村長が話されました、村の土地、今回も土地を手に入れることもできているようですので、そういった村の土地を提供するというのも非常に活性化のためにはいいと思うので、民間で建ててもいいような家主さんがいればどんどん村の助成とかそういうのを利用してやってもらえればまた定住する人も増えるんじゃないか。しかたなく久慈の方から通っている人もいると思うんですよ。先生だってそうですし、必ずいる訳ですよ。その受け皿がないというのは非常にもったいないような気がしますので、ぜひともそれは実現させていっていただきたいと思っておりますし、あと今の状況では家主さんも住宅が不足していて、今民間住宅が聞いたところによると50数戸くらいだというふうに聞いておりますけれども、全然空いていない訳ですよ。しかも老朽化していて古い。今の若い人たちはなかなか古いところには住まないという悪循環が続いている訳です。家主さんもアパートを建てても改修するのに何年もかかるのでどうしても二の足を踏んでしまう。そこに補助とか土地の提供とかあれば、もしかすると建てる気になるのかもしれないということだと思っておりますので、何とかそこら辺を掘り起こしながらやっていただきたい。それともう一つ、だいぶ以前に聞いたことがあるんですけども、地元にも建築業者さんは結構個人の方やいろいろいるみたいなんですけども、把握はしておりませんが、ある建築屋さんから言われたことがあるんですけども、村でそういった業者をまとめることはできないのかと、自分はそういうのは全然素人なんで、それは業界の問題であって、村の問題ではないんだらうなというふうに漠然と考えていたんですけども。

	<p>議長 中上議員</p>	<p>そういうことも村で集約して、割り振りしてやれば 1 人でできないことでも組織立てば 1 棟受注できるというかたちになる訳ですよ。1 棟でも 2 棟でも。そういった後押しも必要ではないかなというふうに思いますので、素人の私が何だかんだ言っても業界のいろんなことがあるんでしょうから分かりませんが、ただある建築屋さんからはそういう要望があったということもお伝えしておきます。よろしく願いいたします、この件に関する質問は終わらせていただきます。</p> <p>それでは、6 番中上一登議員の 2 項目目の一般質問を許します。 6 番中上一登議員。</p> <p>すみません。紙を忘れてきたのでタブレットで失礼させていただいております。</p> <p>2 番目の「終活支援について」ということですが、質問に入ります前に、終活ということを質問させていただきますが、私個人的なことですが、今までに身内を 6 名亡くしまして、その中で年齢も重ねてきて 60 代、そろそろ高齢者に入ろうかという中で、やっぱり身内が結構亡くなってその中で自分の老後というか死に方というかそういうのをどうしても考えてしまって不安を思ってしまうんですよ。不安を持つのは果たして自分だけなのかなと調べていたら、終活支援をやっている自治体、終活という言葉もあまり聞き慣れなかったんですけども、そういう自治体もあるということで非常に驚いた上で今回ちょっとだけ調べさせていただきました。決して普代村の聞き取りをしたとかそういうことではありませんけれども、質問をさせていただきます。</p> <p>「終活支援について」、第 2 期普代村高齢者福祉計画によると、2020 年 9 月末時点での普代村の高齢化率は 41.9%に達しております。高齢者のみの世帯は 163 世帯、高齢者の単身世帯は 240 世帯、合わせて 403 世帯になっております。おそらくこれはうねとり荘も入っていると思いますので、純粋な村のということではないかなというふうに思います。</p> <p>2018 年に 40 歳以上の男女 592 人に対し行われた自治体の終活支援に関する意識調査では、自分もしくは家族の終活支援を実施してほしい機関として、1 位が「自治体」で 59.4%、2 位が「介護施設」で 25.3%、3 位が「医療機関」で 23.5%などとなっております。また、自治体による終活支援の認知度が低い割には、自治体に終活支援を実施してほしいとの回答は 4 割弱あり、自分よりも「家族のために」終活支援事業を使用したいという意向が強く、信頼のおける公的機関で望む人が多いようです。終活に対する何らかの不安を抱えている人は多いのではないのでしょうか。その不安を解消するのであれば、村民の安心安全の一環として詳しく調査し、その安心を提供できないものか。「エンディングプランサポート事業」などの名称で実施している自治体もあるようでございます。村長の考え方を伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p>
	<p>議長</p>	

	<p>梶屋村長</p>	<p>中上一登議員の「終活支援について」の質問にお答えをいたします。議員お話しのように、超高齢化社会に突入している中で、終活支援サービスに取り組む自治体が着実に増えてきてございます。住民の方々の終活への安心確保のニーズの高まりといったようなこともあるようでございますし、自治体側では孤独死などで引き取り手がなくて、火葬・埋葬等を自治体で行わざるを得ないケースが増えてきていることも要因というふうになっているようでもございます。今後も家族の在り方などがどんどん多様化する中、誰もが安心して人生の最後を迎えられる社会になることを目指しての終活支援サービスへの期待といったものはより高まっていき続けるものというふうに考えますし、都市部での傾向にとどまらず、全国的に中山間地域でこそそのようになるというふうに私思うところであります。村におきましては、昨年度、地域包括支援センターの一般介護事業で、エンディングプランや尊厳死について多くの村民の方々の参加をいただいていたの講演会を開催したり、久慈管内の住職さんからの講話をいただく機会を設けたりなどいたしまして、終活につながるセミナー的な取り組みを行ってございますが、具体のエンディングノートの作成とか葬儀・墓地等々に関わる委託を受けたり、あるいは財産整理などといったようなことへの支援などは行ったことがないところでございます。今後は引き続きまして、そういったエンディングサポート事業の先進事例などの勉強や村内でのニーズといったようなことの把握などにも努めながら講演会などを開催する中で、本年度予定をさせていただいていることとお話しをさせていただきますと、講演会を開催をして、その中でエンディングノートを配布し、使い方というか考え方、書き方等々を説明するなど状況を見つつ、あまり刺激のない中で適宜の取り組みを見計らいながら進めていくというふうなことで取り組められればなというふうに考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>6 番中上議員。 大変ありがとうございます。自分も勉強不足で、地域包括支援センターでそういった取り組みというか、サポートしているというようなことは今初めて聞きまして、大変ありがたいことであるんだろうなというふうに思います。なかなかこういったことは、自分の心の中には抱えているんだけど、表立って言えることではないというのが結構ありまして、自治体にそういったのを担っていただければ安心して相談できる、そういった終活に取り組んで。あとどこかの自治体の職員が言っておりましたけども、そういった終活に取り組めば、高齢者なりもう 40 代でやる人もいるみたいですけども、高齢者の人が今まで暗い感じだったのが明るくなってかえって前向きになるというような話しをされていたんですけども。そういうことなんだろうかと、自分自身のことを考えてもたぶんそうなんだろうかと、安心材料が増える訳ですよ、不安な気持ちをど</p>

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>うしたらいいか分からない、それを払しょくしてもらえるとというのは、村民の安心には非常に貢献できるんだろうなというふうに思いますので、もう少し計画立てた具体的な取り組みというのを進めていただいでですね、取り組んでいただければなというふうに思います。手元に資料を配布させていただきましたが、あまり興味がないのではないかとということで、1つの説得材料として配布させていただきましたけども、これをくどくどと言うこともないと思いますので、何とか取り組みの方をやって進めていただければなというふうに思います。</p> <p>それとこれも1つの終活支援になると思うんですけども、以前にメモリアルホールを村内に、というような話しが正式ではないですけども、ちらほらと聞こえてきたことがあったんですけども、それが具体的にはどのようになっているのか進んでいないのか、ただの話しで終わっているのかというのを村長にお伺いしたいんですけども。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。お話しをいただいた取り組み、そのとおり着実に、また可能な部分での取り組み進めさせていただくというふうなことで思っておりましたので、そのように取り組まさせていただきます。</p> <p>あとメモリアルホールの件でございますけれども、横町から児童館寄りのところで、縫製工場が辞めたところに、実際に私、葬祭会社というかの会社に行って相談をしたことがございまして、その中では、件数とか対投資の費用、要するに事業として普代の部分で成り立つか成り立たないかといったようなことでちょっと難しいなといったようなことで、じゃあ何か村民のためになるから支援のこの話しも要請等もあれば検討はしますが、という話しでいましたけれども、その後進まないでというふうな状況でおりました。</p> <p>これはちょっと話していいのか、今ですね、前の農協さん部分の活用をできるかできないか、それこそ見てくれないかといったようなことで、全然どう使ったらいいとか、使うとか、するというふうな考えには立たない中で表現は悪いですが、お付き合いで村長として、見に行った中で思ったことは、久慈に農協さんはお持ちな訳ですけども、もしかしたら普代にも農協さんでホールを造ればいいのかなというふうな勝手な思いもしたり。あるいはもし条件が整うのであれば、何かうまく工夫できればなといったようなことも考えたりもしたり。あるいは今日お願いをする、財産管理人がいろいろ手続きでお会いしたとき、相談もあったところの例えば建物の2階建ての広い部分などについてもそういったことが考えられるのかなといったようなことも勝手に思ったりしております。いずれそんなことを考えながら、必要性を感じている中で、なかなか適切どころが見つけにくいなといったような思いでいるということ、余計なことまでお話ししましたが、いるという状況でございま</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>す。 6番中上議員。 農協、そういった建物を葬儀屋さんに提供すればできるような気がするんです。個人的に考えれば、よくエンディングサービスとか終活支援の中で、葬儀屋さんと生前契約をして、20万円だったら20万円先にお渡しをしてその範囲内で葬儀をやってもらうというふうな契約をする方も結構いると、そういうことによって安心して1人でも死んでいけるというのがあるみたいなので、そうすると葬儀屋さんさえOKだといひ訳ですよね。何も葬儀屋さんにそこを運営してもらって、それで採算が合うか合わないかじゃなくて、建物を貸して、そのときは来て準備してもらって、普通の管理は役所なり青の国なりで管理をするようにしておけば運営できるような気がするんですけども。そこら辺はやり方次第で、この終活支援サービスは自治体ではほとんどお金がかからない、ある自治体では仕組みさえ整えば、年間チラシ代とかそういうので2万5,000円とか3万円とかそんな予算でできますよ、という話しも聞いたことがありますので、そういった取り組みの問題ですので、やる側の。あとはいかに村民の高齢者の安心をつくっていけるかという職員の思いではないかなというふうに思いますので、何とか安心して高齢者が心配しないで住んでいける、安心できる普代村ということの一助にもなればなという思いですので、何とか実現させていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p>
<p>休憩 再開</p>	<p>議長</p>	<p>以上で、6番中上一登議員の一般質問を終わります。 ここで、昼食のため休憩といたします。(11:55) 午後1時再開いたします。 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00) ここで審査について、お諮りします。 日程第6報告第1号から、日程第8報告第3号までの「報告」3件につきましては、一括での報告としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>令和2年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 令和2年度普</p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。 日程第6報告第1号「令和2年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」 日程第7報告第2号「令和2年度普代村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」 日程第8報告第3号「令和2年度普代村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の3件について、当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>

<p>代村一般会計 予算事故繰越 し繰越計算書 について</p>	<p>川向総務課 長  議 長</p>	<p>それでは、報告第 1 号から報告第 3 号まで、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ご質問がありますか。</p>
<p>令和 2 年度普 代村簡易水道 特別会計予算 繰越明許費繰 越計算書につ いて</p>	<p>大上智議員</p>	<p>4 番大上智議員。</p> <p>4 番大上智です。一般会計予算繰越明許費の 2 款総務費のコミュニティ通貨 30 万円の件ですけれども、完了が 4 月 31 日になっているんですけども、これは現在どの程度進んでいるものか、その辺をお伺いしたいですし。</p> <p>それから 4 款衛生費の久慈広域のし尿の方の分ですけれども、今のところの進捗状況は、事故というか何もなくて順調に来年の 2 月ですか、完了予定に向かって工事が進んでいるものか、その辺をお聞きしたいです。</p>
	<p>議 長 森田政策推 進室長</p>	<p>それから 4 款衛生費の久慈広域のし尿の方の分ですけれども、今のところの進捗状況は、事故というか何もなくて順調に来年の 2 月ですか、完了予定に向かって工事が進んでいるものか、その辺をお聞きしたいです。</p> <p>あともう 1 件。6 款農林水産業費の新魚市場整備計画検討業務委託料の件ですけれども、この間、前回のときに繰り越しの分がお聞きしたときにコロナの関係でなかなか東京から来ての話し合いっていうか、そういうふうな感じでお聞きしたんですけれども、この辺も作業は順調に進んでいるものか、以上 3 件についてお聞きしたいです。</p> <p>森田政策推進室長。</p>
	<p>議 長 道下住民福 祉課長</p>	<p>コミュニティ通貨の件でございます。これは調査は終了しております。報告書が出されております。調査の内容は、役場の若手職員に勉強会をやったりだとか、コインの使い方とかのヒアリングをしたり、あとは商工会の関係者の人に数名こういうコインがあるんですけども、どういう使い方が、どうでしょうかということでヒアリングをしてもらいました。結果的にはイベントの集客や、経済振興等には役に立つということですけども、新しい取り組みで村民への浸透が理解を求めるのがもうちょっと研究の余地があるということもありまして、あとは導入する場合、導入費が 1,000 万円かかりまして、そしてランニングコストが 130 万円くらいかかるので、まだもうちょっとそういう費用対効果的にも検証が必要ではないかということでこちらの方では考えて、時期がまだちょっと早いのではないのかということで、調査自体は終わっております。</p> <p>以上です。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。繰越明許費の久慈広域負担金し尿処理の施設の建設状況というようなご質問だったと思います。当初の計画から埋蔵文化財の調査であったり、地中の障害物除去ということで、9 カ月以上の後ろ倒しの計画にはなりましたが、計画を再調整した中では、現在スケジュール的には進んでいるということで、来年の 2 月末の完了見込みということで、予定どおり進めている状況でございます。以上です。</p>

	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 新魚市場の業務委託の関係でございますけれども、昨年度コロナの関係で受注者が東京ということでなかなか来れなかったということで繰り越しになった訳でございますが、今年度にまだ東京の方、非常事態宣言中ということもなかなか難しい状況ではございますけれども、We b会議等を利用してですね、事業の方を進めさせていただいております、順調に打ち合わせの方は進んでございます。今後も東京の方がどういった状況になるかあれですけれども、ワクチン接種も進む中で実際顔を合わせての会議になるか、We b方式になるか状況を見ながら計画どおり進めていきたいと思っております。</p>
	<p>議 長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。 すみません。私から補足させていただきますけれども、道下課長が答弁した部分は、道下課長の段階の昨日まではそのとおりでございました。昨日の正副の連合長会議で唐突に話しが生まれて、2 月末というのが日立造船から延ばしてくれというふうな申し出が今急に出てきて、そしてその会議を首長間でやった訳でございますけれども、広域の議員さんですので、そのうち全協か何かでお話しがあるかと思っておりますけれども。いずれ繰越明許の期間1年だけ延ばす約束で、補助をもらった裏を95%震災特交でいただくことになって、各市町村取り組んでいる訳ですけれども、これが3月を過ぎて事故繰越しになれば、国も県もその部分のお金はやるのでなかったから戻せというふうなことになるれば何十億というふうな部分が返さなければならないといったようなことが懸念をされるといったようなことの状況に、事務局から説明があつて、それはとんでもないことでならんことだと、当然。すぐ業者と早い交渉を進めて、報告をしろというふうなことで今取り組んでいました。そのままの答弁でもよかったけれども、状況が急に変わってそしてもしかすれば、近々議員さん方にも話しがあるかもしれない内容といったようなことなので、あえて話しをさせていただきました。そういった状況でございます。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4 番大上議員。 話せるか話せないか分からないんですけども、延ばしてほしい業者のあれはどういう、何かまた出てきた訳ですか。</p>
	<p>議 長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。 いずれ、道下課長がお話しした部分の中で、なかなか思ったように進まないといったような話の内容でございました。昨日は。これからしっかり調査をして、相談もして、報告するという事になっておりましたので、昨日はそこらで終わっておりました。 (「ありがとうございます」と大上智議員)</p>
	<p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議 長</p>	<p>なければ、以上で報告第1号から報告第3号までの報告の件を終わり</p>

<p>普代村手数料 条例の一部を 改正する条例 について</p>	<p>道下住民福 祉課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大村建設水 産課長</p> <p>議 長</p> <p>嵯峨議員</p> <p>議 長</p> <p>大村建設水 産課長</p>	<p>ます。</p> <p>日程第 9 議案第 5 号「普代村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 5 号につきましてその内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 5 号「普代村手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 10 議案第 6 号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 6 号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、建設水産課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>1 番嵯峨典行議員。</p> <p>1 番嵯峨です。この茂市地区の住宅の件ですが、自分の勘違いだったらお許してください。確か、「森のようちえん」の辺りですかね。あそこは私の最初の感覚では、「森のようちえん」の施設になるという感覚で受け取っていたんですが、一般の住宅となって一般の人に貸し出すのか、「森のようちえん」との絡みも含めて詳しくそこら辺を説明してください。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>12 月に土地・建物を購入した訳でございますが、住宅の土地・建物部分については、行政財産として住宅費 8 款の方で、購入させていただいております。今現在「森のようちえん」で活動しているその周辺の山林・畑については普通財産として購入しているということで別で購入しておりまして、「森のようちえん」としても建物を園舎として使う訳ではなく、</p>
--	---	---

令和3年度普代村一般会計補正予算(第3号)	議長 嵯峨議員	あくまでもそこで勤務する方が、住宅として入居するという事で住宅として条例に載せるものでございます。 1番嵯峨議員。 そうすれば、今ある「森のようちえん」確か新聞で、2人くらいでしたかいると言っておりましたが、そうすれば、森のようちえん自体には園舎というものは全くなくて、外だけでやっているのか、それともこの住宅に雨が降ったら避難するとか、それとはまた別なのかもうちよつと詳しくお願いします。
	議長 森田政策推進室長	森田政策推進室長。 政策推進室の関係もありますので、私からお答えいたします。現在園児数は3名になっております。そして住宅ですけれども、園舎として利用する必要は考えはなくて、雨天時の荷物置きということにしているということでございます。借りるとプライバシーの関係もあるので、そこを使うということじゃなくて、今は茂市の公民館を借りたりとかして活動したり、あとゆくゆくは、借りている山林のところに小屋を建てたりとかそうやって、利用していくということでございます。以上です。
	議長	(「はい、分かりました」と嵯峨議員)
	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	川向総務課長	次に、日程第11議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第1号についてご説明いたします。
	議長	(以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。
	嵯峨議員	1番嵯峨典行議員。 1番嵯峨です。3点ほどお伺いします。1点目は、衛生費感染対策のコロナの関係ですが、村長の最初の答弁にもあったとおり大体のところは分かったんですが、さらに詳しく、ワクチンが順調に普代村に入ってきているのか、1点。あと高齢者の接種が終わるのが今のペースで行けばいつになるのか、2点。3点目がそれ以外の高齢者以外、64歳以下の世

	<p>代が全て打ち終わるのがいつごろになるのか、その 3 点を教えてください。</p> <p>それとですね、18 ページ、国立公園滞在型ツアー推進事業 730 万円とありますが、このツアー型推進事業、この中身について、詳しく教えてください。</p> <p>それとですね、ここにある訳ではないんですが、普代浜の北側の方のシャワー室がある方の、シャワー室からもうちょっと北側の方ですね、浜側に向かってまだ未整備になっておりますが、石が積んだままの状態になってます。この間行ってみたら、小山(組)の重機と宮城(建設)の重機が 2 台いたんですが、あれはいったいどうなるのかどういうふうに整備していくのか、ちょっとそこら辺の見通しを教えてください。以上 3 点お願いします。</p> <p>議長 道下住民福祉課長。</p> <p>道下住民福祉課長 お答えをいたします。ワクチンの関係 3 点ご質問いただきました。まずワクチンの確保量のご質問でございますが、これまで実際にですね、診療所が接種の場所になりますけども、診療所の方に届いている配給になったワクチンは 2 ケースであります。回数分にいたしますと 2,145 回分を配給済みと。</p> <p>(「もう 1 回、2,000…」と嗟嘆議員)</p> <p>2,145 回分ですね。今後 6 月中あるいは 7 月の中旬までにあと 2 ケースを配給されるということで、ここはもう確保済というようなことで接種の方は進めさせていただきたいと思っております。そうしますと全部で 4 ケースになります。4,485 回分となりますので、単純に 2 回分と計算しますと、2,200~2,300 人分のワクチンの確保は見込めるかなと思っております。本村の 12 歳以上という拡大になりましたので、その対象人口からいいますと約 90%後半のですね、90%台のワクチン量となりますので、今のところはまず確保がされたものというふうに思っております。</p> <p>2 点目の 65 歳以上の高齢者の接種完了時期であります。3 月の下旬にワクチン接種実施計画を策定いたしました。この時点では 8 月の中旬までですね、65 歳以上のワクチンの接種完了というような見込みでありましたが、国の要請前倒しもありまして、その拡大をですね、接種の回数であったり時間であったりということで拡大をしまして、7 月末完了の前倒しの計画、再策定をさせていただきました。診療所の医師とも相談をしながらですね、その体制を組み直したというところでございます。</p> <p>64 歳以下というお尋ねもございました。64 歳以下につきましても今後ワクチンの接種回数拡充をですね、拡大をしてみたいと思っております。12 歳以上も入りまして 5 月時点の計画では 11 月の中旬までかかる見込みでありましたが、今 1 時間あたり 24 人ほど、24 回ほどのワクチン接種をしておりますが、1 時間あたり 30 人という、6 人ではありますけども、6 回分を拡大してですね、今後ワクチンのさらなる早期接種に向け</p>
--	--

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>て取り組ませていただきたいというふうに思っております、完了見込みは10月中旬という見込みで取り組ませていただいております。以上でございます。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>今、後ろの方で誰が答えたらよいか悩んだようですので、建設課の河口の部分とそれから観光部分、それからRV等政策推進部分が絡みますので私の方から対応をさせていただきますけども、まず配置的にどうか、位置的には、今北浜にあるシャワー室がある建物の脇から無線の柱がある、川に向かってのあそこより堤防側は駐車場のところまで国で整備した部分ということで、あまりわれわれでは手を出されないと、それから今お話しがあった石があるところまでは、村が追加で整備をした芝生の部分ということになって村が手を付けてもいろんな工夫をして活用してもいい場所というふうなことでございます。それで、この間までの大きいクレーンは、太田名部漁港で使っていたブロック、少し壊れたものとか、そういったものを普代浜の河口の消波用に運んできて設置をするためにといったのが主な目的で、設置をされたクレーンということであればもう終わりというふうなことで、取り除くということになるかと思っております。</p> <p>あと、今作業小屋とか事務所みたいなところを作っておるのが、あれは中村建設さんの分で例の川を渡る人道橋の部分の施工のために、あれをやって準備をしているというふうなことでございますが、これを私が思っておるのは、まだいつできるのかは分からないと、発注はして、工場まで頼んだようですけども、なかなか設計変更等しなければならなくて、先々が分からないというふうなことを言われてまして、これは困ったなと思っておりましたけども、いずれそれ用の現場事務所というふうなことであります。人道橋の分普代川を渡る部分については、これから県にお話しをして、皆さんにも、観光シーズンまでには間に合うはずだと、7月ころまでには間に合うつもりだとは思っていたんですけども、それが間に合わないばかりか、今年もどうなるか分からないということで、県の振興局に話しをしなければというような思いでおりました。</p> <p>それで次に、今後の活用ですけども、1つはいろいろな提言がある、クレーンがいた土になっている部分、あそこを一部RVパークにしたらいいか、それとも駐車場でびっちり車を止めれるようにした方がいいのか、それとも少し遊具等も交えながら、親子が触れ合ったりする公園的な部分も含めた取り組みがよいのかといったようなことを今後検討をして進めて行こうというふうなことでございました。一応たたき台的なようなものは政策推進室の方に、キラウミの南側の方を整備する構想があっておりましたので、そのところの続きの部分に関連付けをしながら検討をしていくというふうなことでございますので、今後は議員さんからもいろんなご意見をいただいて、進められればなというふうな思</p>
--	--------------------	--

	<p>議長</p> <p>山崎農林商工課長</p> <p>議長</p> <p>嵯峨議員</p>	<p>いですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>答弁漏れがありますか。</p> <p>（「3つ聞いたが。あと1つツアーについて」と嵯峨議員）</p> <p>山崎農林商工課長。</p> <p>それでは、国立公園滞在型ツアーの関係でご説明をさせていただきます。簡単に言いますと、みちのく潮風トレイルを活用した、地域の観光スポットだったりとか、食・文化等の体験をしまして、長期滞在型ツアーを構築するというものなんです、その中身につきましては、例えば洋野町さんから田野畑くらの区間のみちのくトレイルを利用するのを考えておまして、その中でどこのコースを通ったらいいかとか、ポイント、そういったものを実際に調査。それを今度は具体的な計画、時間の配分だったりとかそういったもろもろの調査等をですね、専門に頼んだりとかっていう部分、あとは久慈管内とか、田野畑まで含めて、4市町村ですかある訳ですけども、食も若干違う部分もあったりとか、あと例えば普代であれば神楽だったりとかそれから震災遺構の学び、国立公園とかジオサイトとかそういったいろんなコンテンツがあるんですけども、そういったものをまとめてどうやってPRするのかという部分とか。あとは旅行の募集ですので、そういったものは、専門家に委託するようなかたちでツアーを組んでもらってということで、こちらの方はこういったものを、こういったテーマで取り上げてそういった6日間7日間のツアーを作るかという、ちょっと大きいものですけども、こちらを青の国さんを通じて、それからみちのくトレイルクラブさん等の指導をもらったりとか。あとこれについては観光庁の中に温泉ガストロノミー協会というところがありまして、一応そちらの方にこういったツアーを考えていますということで、一応お墨付きをもらうようなものもあるものですから、そこに合致するようなコースづくりの設定をして、7日間のツアーを構築するといいますか、ちょっと分かりづらいでしょうか、そういったものを実施するものでございます。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>どうもありがとうございました。要望ですが、ぜひ国立公園滞在型ということは、泊まるということも含まれますので、くろさき荘をPRして、洋野から田野畑くらいだったら、羅賀荘よりくろさき荘というようにぜひPRして村の活性化につなげていってほしいと思います。</p> <p>それと村長さんから答弁をいただきました。どうもありがとうございました。私になぜ今あそこの話しを言ったかと言えば、私たちが子供のころは、南側というよりは、どっちかといえば、今シャワー室がある方が、メインだったんですよ。それで、あそこの先っぽにハマナスのあれが咲いていてきれいなんです、今行ってみると土がごろんとした状態で、なおかつ先っぽの方がちょうどコンクリートがえぐれていて、木のくずがいっぱいたまっている状態で、非常に見苦しいんですよ。そ</p>
--	---	--

	<p>議長 金子議員</p>	<p>ろそろ観光シーズンになると、シャワー室のあたりに本当はできないんですが、キャンプに来ているんですよ。結構観光客が。そのときに今のあの状態だとあまりにも人をもてなすような環境ではないんですよ。こっち側はまだまだ。土は盛ったまま、石は盛ったままですし、せめて、ハマナスがある辺りだけでも何とかきれいに整地してもらいたいなという要望がありますので、検討してよろしく願いいたします。以上です。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>2番金子泰男議員。</p> <p>2番金子でございます。1点目は11ページの部分ですが、道の駅といったような部分がある訳ですが、ここの部分でお聞かせをいただきたいなと思います。これは村としてもこの道の駅開業に合わせていかに内外からお客さんを呼ぶかといったようなこと。それと村民の皆さんは本当に道の駅がいつ開業・オープンになるんだといったような期待感、これがあるんだと思っております。この道の駅、この行政報告の中で村長がお話しをしましたが、増設トイレ8月末完成予定、そして順次に供用して9月上旬には全体の供用となるといったようなことである訳ですが、今考えている道の駅のオープン・開業の日程等はいつになるのか、庁舎で検討をされておりましたらお聞かせをいただきたい。それから、この開業に合わせてやっぱり内外にPRをするんだといったようなことでどのような例えばテレビで普代村の道の駅と、開業と、オープンとこういったことをやるのか、果たしてどのようなかたちでやるのかなといったようなことでいかにお客さんから来てもらいたい、来てもらうんだといったような部分で私も大きな期待を持っている訳ですが、そういった取り組み計画はどのようなものであるのかお聞かせをいただきたい。それからもう1点は開業に合わせたこの何かイベント等も予定をしているのかなといったようなその部分も合わせてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、同僚議員が感染症対策の部分で質問をされましたが、これは担当課長をはじめ診療所事務長・先生・スタッフの皆さん方の本当の努力のお陰で順調に進んでいるのかなといったような感じを受けております。日報さんに一回出ましたが、田野畑村さんが12歳～64歳まで8月末で何とかといったような報道がされた訳ですが、やっぱり1日も早い接種と、コロナ対策のためにはそういうことが望まれる訳ですが、1日も早い段階、そのことがどのような計画になっているのかなといったような部分があります。先ほどの質問の中でもワクチンの供給量は心配がないんだといったような、7月末には再度入るんだといったような話もあった訳ですが、やっぱりこれは、予定というものは1日も早い予定を立てていただきたい。やっぱりそれは、担当課あるいは診療所の苦労はあるとは思いますが、しかしながら、これは今までに本当はないこと、</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>本当に始まって以来といったような部分のもので、何とかワクチン接種を全体に早く打っていただきたいなど、これも希望をされない方には、どうもならない訳だとは思いますが、1人でも多くの方々から受けていただくと、そういった取り組み方もしていただきたいなと思います。</p> <p>それからもう1点は、議運の中でもこれは19ページの道路維持費の部分ですが、普代橋の部分である訳ですが、やっぱり遅れた部分、あるいは予算の増額といったような部分で、何も私は反対をしている訳ではございません。今後の検証をするためにも、どういった理由で工事が最終的に遅れたのかな、そしてこれはどういったことでどういう中身の中で増額が出てきたのかなといったような工事の部分、これはやっぱり村でなく、業者あるいはコンサル設計の段階にあったのかなといったような部分もある訳ですが、村としての検証、どのように思っているのかな、まず担当課長より、最初に聞いてみたいなど、最終的に検証する段階で、何が今抜けていたのかなといったような部分をお聞かせをいただきたいなと思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>まず私の方から道の駅の方の関係でございます。正直、いろいろ思いも変化したりこうやった方がいいんじゃないか、ああやった方がいいんじゃないかという思いもする訳でございますけれども、現段階で職員に話しているのは大々的なオープンの式典はやりませんよと、そういった考えで取り組んでいって、お話しがあったように使えるような状態になったものは徐々に使っていく中で9月ごろには全体が動けるようにといったようなことで考えさせていただいております。隣りなんかでは新しい場所に全く新しい設計の素晴らしい施設もできて非常にいいことな訳ですけども。私のところはちょうど広場が非常に広い広場を震災関連の事業で中にあった池も取得をして、そしてふれあい公園にすることもできておったし、それから三陸鉄道の駅と一緒に観光センターといったようなものも持ち合わせていたといったようなことで、そのその改良、修繕型の道の駅といったようなことで道の駅認定といっても新しい部分ではなく、前からの部分のそういった取り組みでやったものだというふうなことなので、そういったふうな大々的なオープンの式典をやらなくて動いていく中でみんなで知恵を出し合って。最初のスタートをばばっと打ち上げというのもいいかもしれないけれども、お話しがあったいろんな産品を持ってくるような体制作りとか、時々にはいろんな村の伝統芸能であれ、いろんな地域づくり団体の応援なりいただいてやっていくようなかたちの道の駅づくりといったものもいいかなというふうに思っております。いずれそこに向かって青の国の活用といったものを大きく期待をしている訳でございますので、そういった三セクとの協力で何とかそういったふうな取り組みに、オープンの仕方、そしてオープンよりも先々の取り組みが大事だというふうな思いで取り組んでまい</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>りたいなというふうに思っておるところでございます。まず、道の駅についてはそういった考えでございます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。先日田野畑村さんの接種の時期6月24日くらいでしたか、64歳以下の方の接種が始まって8月末には全ての希望の皆様に接種を完了する見込みということで確認させていただいております。管内も含めまして、各市町村・医療従事者、また医療機関、通常診療との両立さまざまな課題等もあろうかと思っております。各市町村によって、接種の完了の時期に差が出てしまうということは当然出るものとは思っております。本村におきましても1日も早い接種をとということで、計画の見直しもこれまで何度もですね、行っております。その都度、診療所の医師・事務長さんそういった関係者の皆様と協議をしまして、通常診療を崩さずに、どうやって拡大できるかということで、今の現状の中では執り行っております。少しお話しもさせていただいたかと思っておりますけども、今1時間に24人を30人ということで、その前には1週間の人数を拡大しまして、今1週間に200人程度を接種しております。今後30人になりますので、さらにそこが拡大をするということで、当初の予定からは1カ月以上も前倒しをしたですね、取り組みをさせていただいております。まず今後におきましてもそういった改善できる分とか、強化できる分とか、関係機関あるいは分子医師会、県医師会であったり、さまざまな関係者とも調整も図らせていただきまして、できるだけ多くの希望される皆様に接種をいただく取り組みを行っていきたいと思っております。各市町村においは接種率という視点もあろうかと思っております。例えば対象人口の70%で見る市町村もありますし、本村におきましては90%を超えております。実施計画の中では95%ほどの体制をもって10月中旬という計画の完了時期をですね、それを見込んでおりますので、そういった点もあろうかと思っております。あと1つ触れさせていただきたいのが、今1,136名ほどですね、高齢者の今年65歳になる64歳の方も含めてご案内をさせていただきました。現在960名ほどの予約をいただいております。さらに高齢者の施設に入っている方が、70名ほどいらっしゃいますので、90%を超えております。ただ、一方ですね、予約されない方がいらっしゃるんです。120名ほど、その方に対しても、ご案内を差し上げてまして、今後希望するかということを一一人ひとり意向の確認も取っております。また、希望されない方に対しては、ご支障がなければなぜ希望をされないかというところの内容もですね、把握するように努めております。まず希望されるすべての皆様に1日でも早い接種に向けてですね、取り組ませていただきますので、どうぞご指導よろしく願いいたします。</p>
	<p>議長 大村建設水</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>私の方から普代橋の補正の関係でございます。普代橋の床版の補強が</p>

	<p>産課長</p> <p>議 長 金子議員</p>	<p>必要となった経緯といたしましては、当初床版については、外側からは劣化は確認できないので、舗装を剥いだ後に状況の確認が必要だというコンサルの意見はございました。元年度に舗装版と一部床版の撤去が終わって2年度から橋げたの工事に取り掛かって令和3年3月に発注しました3号工事で施工者の方から、「床版の劣化が見られる」という報告がございまして、発注者・コンサル・受注者との工程打ち合わせ等において補強が必要だと判断したものでございまして、本来であれば元年度末の舗装を剥いだ段階で、目視等で異常が確認できなかった、また2号工事の際に橋げたの工事ということで、目がそちらの方に向いていて、ちょっと床版の方の確認ができなかったと、そういったことで、今回3号工事で床版の板をやるというところで床版の劣化を気づいたということでございます。この背景にはもちろん村の技術力の不足、そういった部分も多々あるかと思えます。劣化によりまして、工事費が不足するというので、当初令和4年度での施工も考えましたけども、それについてはできるだけ早い交通開放を優先するというので、今回起債での財源そして補正を提案させていただきました。今後としましては、もちろん工事が終わればいいというものではございません。コンサル・村・施工者一同に会してなぜこういったことがあったのか、もう一度再点検して、今後の工事の参考、そういった技術力の向上に対して、取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>今3点ご質問をし、そして答弁をいただいた訳ですが、後先にはなる訳ですが、普代橋の部分先に話させていただきます。何もこの前いろいろな事情というものは十分に聞かせていただきました。</p> <p>そのことでなく、やっぱり今後の施策の検証をして、その施策のためにも、何が担当課として落ちていたのかなとそこを聞いたかった訳なんです。ただ目で見ないから分からなかった、そんな分野ではない、やっぱりどの程度担当課がそこに入り込んで仕事を動かすかといったような部分、その検証がなければ、ただ見なかったから分からない、そういった部分ではないと思うんです。そういった部分が、何も一日でも早い完成を村民そして議会とも皆さんが待っている訳です。これが悪いというのではないんです。今後のいろいろな計画の検証のために、参考のために、そして何が不足であったのかなといったような部分を担当課長から聞いたかった訳なんです。そこがやっぱり、工事を見ていなかったからここが悪い、あそこを言い逃したと、そういった部分ではないんです。これは検証をしっかりと、遅れを取った業者が本当に具材・資材が入らないで、本当に遅れたのか、やっぱりそこら辺も検証していかなければ今後入札の段階でもいろいろ支障が出るのではないのかなと私は思います。そういった部分を聞いたかった訳ですが、そういった部分がない。</p>
--	--------------------------------	---

		<p>それからコロナの部分で、担当課長より答弁をいただいた訳です。いろいろ先ほども申しましたけれども、担当課・診療所そして各いろいろな関係をする皆さんが努力をして、そして休む時間も、休まないで一生懸命に村民のために取り組んでいると、このことは本当に敬意を表したいと思います。その上で1日も早い対応の仕方を今後も検討するんだとといったような担当課長の話し、本当に力強く感じた次第でございます。いずれ早い段階の接種をするために今後とも努力をして汗をかいていただきたいなと思います。</p> <p>それから、道の駅の部分で村長さんから答弁をいただいた訳です。やっぱりこれは道の駅を造るんだと、指定をされて造るんだとといったような部分から議会でもいろいろ人をいかにしてどのようにして集めたいのか。そして当局も少しでも三沿道が通ったら皆さんが本当に普代の道の駅に下りていただくようにするんだとといったような大きな期待を持って進めてきた訳でございます。やっぱりそういった部分で大きくやれば後々いろいろな経費が嵩むといったような部分もあるでしょう。そういった部分もあるにせよ、やっぱりお客さんがここに、普代の道の駅に下りてみたいと思えるような何か普代のこれといったような部分がないのかなといったような部分があります。近隣の町村のいろいろな方々も道の駅、今工事中といったような部分で下りて普代にも行って来たよといったような部分の話しも聞いていますが、その目玉となるような普代に何があるのかなといったような部分がある訳ですが、村長さんは普代の目玉に何を考えているのかなといったような部分でもお聞かせを再度お願いしたいなと思います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>すみません、私最初の答弁で言ったつもりであったんですが申し訳ございません。工事費が増額になった、工期が遅れたいろいろな問題があったかと思えます。それについては工事を完了したのちもコンサル・施工者・私どもが集まって、今までの問題がなぜ起きたのか、そういった検証をして今後の工事発注であり、工事管理に役立てていきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>柁屋村長。</p> <p>道の駅の件でございますけれども、いずれ議員さんも皆さん考えるようにできるだけ特色のある取り組みをして、そしてできるだけ普代に下りていけるようにしなければならないなというふうに思っております。よく三沿道が通って道の駅が出るようになっていろんなお客さん、お客さんというのは県とか、いろんなお客さんから言われるんですけども、はいそのとおりです。ただどこにもウニがあつてワカメがあつてアワビがあつて、それだけでみんな全て田野畑から洋野までではちょっとなかなか先々が思いやられるかたちになってしまうのではないかと。それがあつては当然だけれども、そのほかに特色のあるものを何とかと</p>
<p>議 長 大村建設水 産課長</p>		
<p>議 長 柁屋村長</p>		

	<p>議長 金子議員</p>	<p>いったようなことで、工夫をして取り組みますというふうなことでおります。</p> <p>何か実施されるかされないかはともかく、思いを話せということであれば、今階上の道の駅ではそんなに大きくないんですけども、海水の水槽を設置した中で魚を泳がせてといったようなことをやっているとところがあつて、結構町長さんに言わせれば自慢の思った以上にお客さんが入る自慢の施設というふうなことでなっておりますので、ちょっと浜から距離もあるし難しい面はあるけれども、季節によってはそういったこともできるのかなというふうなことがあればなといったような思いでおりますし。あと職員にはまた村長はおかしなことを言われるんですけども、冬場にあそこのふれあい広場の中でせっかく海産まつりで使ったつかみ取りのいけすがある訳ですので、そこに何とかサケはちょっと厳しいかもしれないけども、いろんなタコとかいろんなものつかみ取りをやることをPRして三鉄でいらしたお客様には普代のワカメを買っていただいて、何を買っていただいて、あるいはそれをサービスしてといったようなことを冬場に続けて、一週間置きにでもやるようなことでもやったら話題性が出て、次の取り組みへのいろんな検証等もできるのではないかなといったようなこともしゃべっておりますけれども、今現在は何を言っているのかというふうな状況に捉えてますけれども、そういった特色のあることをいづれやっていかなければという思いでおります。具体的に今施設ができる段階で何をといったようなことを持ち合わせないこと大変申し訳なく思いますけれども、いづれそういうふうな思いをもって取り組んでまいりたいというふうに思っていました。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。行政報告の中で村長より話されましたが、和村邸、土地付きで提供をいただいたといったような部分。やっぱり田野畑さんでもこういう施設を泊まる部分で活用をされている、それが田野畑さんには道の駅のすぐ隣にあるんだと。やっぱりいろんな分野でこれも近くになくても活用をしてここに下りていただくと。例えばキラウミ、あるいはくろさき荘といったような部分、絡めた中での誘客といったような部分を何か普代村の大きな目玉となるようなものを考えて、オープンまでには進めていただきたたいな。そうでなければイベントがない、例えばやっぱり大きなイベントはしなくても村民に普代の道の駅が開業しました、来てくださいといったようなPRくらいはしないといけないと思うんですが、やっぱりそういった部分でここに来てくださいと言えるような状況をつくると、このことが大事なのかなと思いますので、是非とも日程が分かり次第早めに周知をしていただきたたいと。村ばかりでなく村内外にそういったことをお願いをさせていただきます。答弁はよろしいですが、よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>6番中上一登議員。</p>
	<p>議長</p>	

	<p>中上議員</p>	<p>6 番中上です。19 ページのさっき金子議員さんも話されましたけども、19 ページの普代橋の件ですね。今後検証してどうだったのかということでの答弁だったんですけども、前回全協でしたっけか、あれだけの意見が出て不信な意見が出たにも関わらずまだ何も、今日あたりはそういった答弁が聞けるのかなと思ったんですけども、今後ということなんで、まだ何も対応していないのかどうかというところを聞きたいのと。やはりこれで何か終わってしまえば、われわれのこの間のいろいろと疑問点を出した部分が何だったのかということになるので、それに対するしっかりとした回答をする場も設けてもらえればなというふうに思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それと次のページですけども、8 款土木費住宅管理費という項目があります。住宅管理費に関連して聞きたいんですけども、ここでは違いますが、芦渡住宅の件で、芦渡住宅に入居していた人が結婚をして、結婚をしたことによって扶養者が増えるので家賃が下がったということで、これはうれしいことなんでしょうけども、その結婚したのが 1 年半前だったと、1 年半前に遡って安くはできないと、自己申告なんて言わなかったあなたの責任ですよ、というようなことは聞いております。それでいいのかどうかということがですね。これもさっきの問題と同じで、今後のトラブル防止の 1 つの一環として有り得ることなですよ。これはこっちの役所側・職員側で気を付ければ防げる話しな訳ですよ。一般住民はいろんな取り決め精通して、常にそれを発動できる体制にない訳だから、それを補完してサポートするのが役所の役目な訳ですね。しかもこの補助金ですか、助成金はふるさと定住促進助成金の交付金要綱にもありますけれども、その目的というのがしっかり踏まえておかないと、何のためのふるさと定住促進制度要綱だということもちゃんと考えなければ。目的の第 1 というところに、要綱ですね。「村民が使用する村営住宅家賃を緩和することにより、居住者の生活安定とふるさと定住促進を図るため、住宅に要する家賃に対して予算の範囲で助成金を交付しますよ」という趣旨・目的がある訳ですよ。さっきも課長にも昨日から話している訳ですけども、課長にも言われましたけども、いやその逆のパターンもありますよと、入居していて、子どもが独立したのを黙っていけば本当は家賃が上がるだけですけども、そのときももらっていないと。もらっていないんですよ。そしたら村がもらわないようにしなければならぬ。同じ対応をしなければならぬんじゃないのかなということがありまして、このふるさと定住促進助成金の返還というところにですね、第 6「対象者が虚偽の請求をし不正に助成金の交付を受けたときは、助成金を返還しなければならない」、ということは、返還をしないということは、これは対象者が不正をしたことに当たるので返す訳にはいかない、という結果になる訳ですよ。でも考えてみれば不正はしていない訳だし、ただ単に本人が知らなかったと、でも担当者側では、い</p>
--	-------------	--

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>やいやそれは本人が申告した時点でやるのであって言わないそっちの責任ですよというような言い分なんだけれども果たしてそれで村民が納得するのかな。県もそうやっていると、普代村は県ではないから県のような大きなところと同じような対応をしていいのかという、ちょっと何て言うのかな、冷たすぎる対応ではないのかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。2点お願いします。</p> <p>梶屋村長。 普代橋の件でございます。私の方からもお話しをさせていただきますが、いずれ1年以上も長い期間にわたってそれを確認するすべがあったというふうに私は思います。それを確認しなかったことは、まず第一に村がしっかり現場のことを考えて、今何が工事の中で問題なんだ、何が議員さん方に怒られてんだ、何に村民が困っているんだということをしっかり把握した中でこの工事の部分だけはちゃんと毎日でも見なければならぬといったような気持ちで私も含めて取り組んでいなければ、業者たちもそういった確認もコンサルもそういった確認もしゃべんないばしないというふうなかたちで通ってしまったというふうなことで大変反省をしております。そしてこのことについては全協の際にもお話しいたしましたけれども、私も含めてしっかりコンサルとか指導団体等と相談をさせていただいて、そして議員さん方にも報告をお話しのとおりする場を設けて対応をしてまいらなければというふうに思っておるところでございます。もしかしら、どうしてもかからなければならぬ劣化で対応しなければならぬものにしても、今のこの時期になってこうなってから工事が遅れて、しかも補正でということになれば、何というか、あらぬ村民からの信頼を失うというようなそういうかたちにもなってしまいうし、状況はまさにそういうところにあるというふうにも思っておりましたので、重ね重ねのお詫びもしながらそれからお話しがあったいろんな報告等はしっかりさせていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>大村建設水産課長。 まず村営住宅の住宅料に関する件でございますが、確かに家賃の決定は、10月1日を基準として1年間の分を決定している訳でございますが、それ以降に異動であったり、そういった部分があれば、入居者の方から異動届を提出していただいで再計算ということになります。今回の案件につきましても、婚姻の関係が周知ができなかったということで、家賃改定の時期を遅れてしまったということではある訳でございます。入居者の申請主義ではありますけれども、ただそれだけで割り切っているのかというのは確かにございます。入居者の方が分かりやすい内容でのきちんとした説明をしていたかどうか、そこら辺の村の在り方がきちんできていたか、その辺ももう一回、検証する必要があると思います。それについては、課の中でももう一回再度確認した上で、今現在入居の方</p>
	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	

	<p>議長 中上議員</p>	<p>から出ている件につきましては入居者の方に、経過も順次説明をしながら、納得をいくかたちで説明をさせていただきたいと思います。過去のものについては、詳細をもう1回精査をいたしまして、その辺についても、入居者の方とご相談をしたいと思っております。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>普代橋ですけれども、やっぱりコンサルとか設計者とかそちらの方々としっかりとこっこの議会での対応もこうだったということをしかりと話していただきたいなというふうに思いますし、今後このようなあれがないようにもしていかなければならない。こちら側ですら、よほど気を付けていかなければならないという部分もあると思うので、一つよろしく願いまして、その結果、できれば情報としていただきたいなというふうに思います。</p> <p>行って定款を説明するってことですが、来週行くというような話しをしておりましたけども、やっぱりこういったトラブルはですね、これは3月からのトラブル、もう3カ月もたっている訳ですから1週間先に行く2週間先に行くという悠長な話しではなくて、聞いたその時点で、その夜に動く、即行動するべきだと思うんですよ。こういうのは、その結果としてずっと長引いた結果として相手は感情的にならざるを得ない訳だから、逆に相手の気持ちを逆なでしているというような結果になり兼ねませんので、対応を早くしてもらいたい、納得できるようにできるのかそれは俺も分かりませんが、とにかくどう説得するのか分かりませんが、頑張ってくださいと思うし、やはりここはおそらくこうなればこっこの言い分だけを通すという訳にもいかないだろうし、あっちの言い分だけを全部聞くという訳にもいかないだろうし、そこら辺はうまくあんまりトラブルにならないようにやっていただきたいと思っております。よろしく願います。終わります。</p>
	<p>議長 正路議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9番正路正敏議員。</p> <p>9番正路です。先ほど来コロナ関連の関係で話しがあった訳ですけども、先ほど行政報告の中で、村長が今日64歳以下の方に案内が発送されたということでもありますけども、そうすると、今日はもう電話もパンク状態といったようなことで担当課をはじめ保健センター、大変ご苦労なさっているところだとは思いますが、それに付随して、診療所の皆さんも大変ご苦労なさっているところだとは思いますが。改めて敬意を表して今後も頑張ってくださいと思います。その中でまた村長の話しになりますが、18歳～12歳の関係についてお伺いしたいと思います。どうしても保護者と本人の同意があって初めてワクチン接種はできる訳ですが、以前担当課長からはこの件についてはお伺いしてはおりますが、意向調査をしてからやりたいというようなことでございました。そしてこれに関連した中ではやっぱり生徒児童がもしワクチン接種をしたいと</p>

	<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>というようなことであれば、ある程度同じ時期で教職員の先生方もワクチン接種はした方が理想的なのかなと感じております。以前同じようなことにはなりませんけども、菅野次長の方から伺ったときももしかしたら職域接種もあるのではないかとといったようなことで、そちらも意向調査をしたいといったようなことでありましたが、そこら辺について詳しくご説明いただければというふうに思います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。回答が教育委員会の方からもさらに詳しいこともあると思いますが、すみません。私の方からお答えができる範囲ということで、今いただいた12歳～18歳さらに同様に、同時期にというんですかね、教職員の接種もというようなお尋ねだったと思います。県の方におきましても、教職員の県立学校の職員等については、職域なのかどうかは分かりませんが、そういった動きがあるということは、私も教育次長の方からは情報はいただいております。本村には、そういった直営というのが子ども園があるんですけども、子ども園についてもやはり学校施設・教育施設としてのクラスターの危険性とかそういったものもある訳であります。教職員、保育士さんですね、そのほかの従事されている方々の現在意向調査をお願いをしております。いずれそういう方々であったり、役場であれば保健センター、地域包括支援センター、さらに個別の業務となりますと社会福祉協議会さんの方のですね、生活支援コーディネーターさんも個別の業務等もありますので、そういったものも把握した中でできるだけそういう方々への早期接種も今検討をさせていただいております。私の方からは以上でございます。</p>
	<p>議 長 菅野教育次長</p>	<p>菅野教育次長。</p> <p>小・中学校の教職員のワクチンの接種についてでございますが、県の教育委員会から、ワクチン接種について、教職員の職域接種を進めたいというような内容がですね、市町村教育長協議会に連絡があったということが情報が入ってまいりました。内容としましては、文部科学省から各県に職域接種についての意向調査があつて、岩手県としても小・中学校を含めた、高校も含めた県費職員とあとは市町村の用務員ですとか、そういった臨時的に雇用している人も含めた中で、職域接種を考えているというような内容の情報が入ってまいりました。あと接種についてはですね、県立学校を会場として県内の数カ所を会場に接種したいというような案がありますが、まだ具体的な内容は検討段階ということで、村としても県と連携して、教職員のワクチン接種を進めたいというふうに考えております。それから先ほど住民福祉課長からはまゆり子ども園についても優先接種を検討しているというような内容の話がございましたが、まず職員の仮に優先接種ができる場合に、希望するかという調査を行いました。現在対象となる職員が16人おまして、1人の方は通院というかかかっているのので、お医者さんに相談してからということです</p>

	<p>議長 正路議員</p>	<p>けども、残りの15名は接種を希望しているということで、もう1人についても、今月中に受診するということですので、前向きには考えているという状況でございます。以上です。</p> <p>9番正路議員。 9番正路です。今日接種の案内が発送されていないのであれば、中学生特にも3年生はお盆前に接種をすれば8月中に2回目も終わったかなと思って、そういった考えの下、秋以降修学旅行であれ、行事であれそういったことで、安心・安全を担保した中で学校生活を送ることができたかなと考えた中で質問だった訳ですけども、今さっき同じような質問になりますが、答弁として教育長のお考えを若干お聞きしたいと思っております。</p> <p>それともう1点だけお伺いしたいです。商工費の中で、イベント事業費の中で、100万円という補助金が出ています。7月31日でしたか、7月末に民間主導で民間運営でイベントを企画された訳ですので、大変いいことだとは思っております。ただあまり外への発信はどうかなという中ではありますので、村民が一同に会して楽しめるイベントになればいいなと感じております。ただ100万円の助成だけで間に合うのか、実行委員会を立ち上げて現在80万円以上の協賛を得ているというようなことを伺っておりますが、まだ結構時間もあまして、倍以上集まるんじゃないかなとは思っております。全体の予算の中だと確か聞いた話しではあります。320万円ほどはかかりそうだなというようなことではありました。そういった中で当初予算を、いくらでしたか、380万円でしたか、商工関係の中に出ていますけども、そういったので賄えると判断して、100万円の助成に終わったのかどうか、そこら辺を詳しくご説明いただければ、それ以上は質問しません。よろしくお願ひします。</p>
	<p>議長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 私の方からということですが、次長の方からも言いましたように、職員については、あくまでも意向調査ワクチンの数量をどのくらい確保する関係もあって、必ずやるというものではなくて、もしやるとなれば先ほど言いましたように、県内で10カ所ぐらいの市を中心にたぶんやるのかなと思っておりますけども、そこに例えば普代だったら久慈に行つて、職域で全部やるというようなかたちで実施するんだらうと思っております。それから12歳～18歳までの子供たちですけども、これは住民福祉課の方で今月中に希望調査を実施して、状況を捉えてから検討をすると、できるだけ早くという先ほど議員さんもおっしゃったように、修学旅行もありますし、もし可能であればそういったことも含めてお願ひもしながら検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
	<p>議長 山崎農林商工課長</p>	<p>山崎農林商工課長。 ふだいイベント開催事業補助金100万円の内容の部分でございます。当初普代商工会さんで、このコロナ禍の中でのイベント、ジョイフルデ</p>

		<p>一とそれから昨年も開催した音楽イベントを継続したいということで当初 100 万円を計上させていただいておりました。その後、4 月ごろに昨年の音楽イベントをもう少し、普代駅ではなくて普代浜の方で、なおかつ花火も行いたいというような概要のお話しはお聞きしております。5 月に大体の見積書を添えて、担当課の方に実行委員会の方がおいでいただいて、その中では総事業費 320 万円ほど、今回村の方で 100 万円しか予算を取っておりませんので、120 万円ほどの追加をとという要請をもらったところですが、担当課としましては当初の 100 万円を超えるというのなかなか難しいのかなという部分と見積り自体もまだ実施見積りではないですので、全体の中でこういった企画ですよ、ということだったので私どもの判断で、上限を 300 万円に、そのうちの 3 分の 2 の 200 万円を上限として全体のイベントで補助しましょうと。内容につきましては、ステージ用の経費が当初よりも、昨年はトラックの荷台を使ったんですが、今回はちゃんとステージをしっかりと設置をして、トラストテントということで、枠の中に三角形の支柱が入ったような丈夫なものがございませすけども、そういったテント等が結構 50 万円くらいとか増額になっておりますし。花火の経費も 150 万円を超える、そういったところで 320 万円という金額が出ておまして、150 万円くらいについては実行委員会の方で何とか、最低でも 100 万円ということで、足掛け 300 万円の中で 200 万円村の方で合計で助成できればなということでの部分で今回 100 万円の計上させていただいたところでございます。あと、寄付の金額についても、今日議員の方からお伺いして、80 万円も集まったのかなと思って、想定以上に集まっているのかなというふうに、現時点ではですね、個人的には思っております。以上でございます。</p> <p>9 番正路議員。</p> <p>ぜひ、コロナの方においても、もし 18 歳～12 歳が優先接種ができるようなこともできるのであれば、何とかしていただきたい。今日のあれだとたぶんもう 8 月 9 月いっぱいにはもう無理なんだろうなという感じは受けますが、ぜひそういった中でもなるべく早くスピーディーにお願いいたします。</p> <p>そして、イベントに関しても、このイベントはたぶん将来にもつながっていくような気もいたします。ぜひそういった中で、民間主導で今一生懸命頑張っておりますので、ぜひ後押しができるような体制で行政もわれわれも後押しできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>7 番森田幸一議員。</p> <p>7 番森田です。先ほど来質問のあった、新型コロナウイルスワクチン接種について、ちょっとお尋ねします。今まで接種をしてキャンセルがあったかないか、キャンセルがもしあったらそのときの対応も前に聞いた</p>
	<p>議 長 正路議員</p>	
	<p>議 長 森田議員</p>	

	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>ような気がしたけども、また改めてどういう対応ですのか。それから、高齢者の方が接種した訳ですが、副反応の状況、あった人がいたのか、よく 2 回目の接種のときに熱が出たりとか具合が悪くなるという話しは聞きますけども、課長の方で把握している内容をお知らせ願えればと思います。それから、接種を大人数で 1 カ所で接種をやっているところも出てきていますよね、それを普代村でもできないものなのかお伺いします。まずそれを住民福祉課長にお伺いします。</p> <p>それから、8 款 2 項 1 目 14 節の内容もちらっとお願いします。</p> <p>それと、3 款 2 項 4 目 14 節子ども園園長室増築、子ども園が開設になってから余程たっていますが、この時期に園長室の増築というのは何か特別な理由があるのか、そこら辺もちょっとお伺いします。以上 3 点お伺いします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。コロナワクチンの接種関係 3 点ほどのご質問だったと思います。まずキャンセルの状況ですね、その際の対応というご質問だったと思います。実は 5 月 6 日から接種が始まっておりますが、初日からございました。接種の予約時に予約をされる皆様に万が一、前にキャンセルがあった場合に、ご連絡差し上げてよろしいですかというようなことで、お 1 人ずつに聞いております。そこで希望すると、キャンセルがあったら、キャンセル待ちで入りますよというそういう方がいらっしゃいます。随時キャンセルが入りましたら、そういった方にお電話でお願いをいたしまして、キャンセル対応をしております。万が一、当日接種が始まるという際に来られない場合もあろうかと思っております。そういった場合には、各市町村ではさまざまなワクチンが無駄にしないような対応もしておりますが、本村におきましては、うねとり荘の従事者、まだ接種を行っていない方もいらっしゃいますので、そういう方々をですね、そちらの接種の方をお願いするということで、施設の方ともそういうお話しをさせていただいております。今のところワクチンの無駄というのは出ていないという状況でございます。副反応のお尋ねだったと思いますが、副反応につきましてはやはり何らかの異物が入りますので、発熱があつたりめまいがあつたり、少し吐き気があつたりという方もいらっしゃいます。接種後に再度診療所の方にお越しいただいた方もごくわずかではございますが、ありました。ただそれ以上の重度のものは今のところはありません。最後に大規模集団接種というようなお尋ねかと思いますが、今のところですね、実施計画においては、大規模の集団接種は検討をされていないというか、ただ県の医師会とのそういう事前の協定につきましては、結ばせていただくよう取りなせていただいております。これからさらに早期に集団でというような場合がある可能性もありますので、そういった際には、協定がなければそういう取り組みはできませんので、その協定についてはまずは取りなせていただいております。</p>
--	------------------------	--

休 憩 再 開	議 長 大村建設水 産課長	ります。以上でございます。 大村建設水産課長。 8 款 2 項 1 目 14 節のことでよろしかったでしょうか。
	議 長 森田議員	森田議員もう一度質問を。 8 款 2 項 1 目 14 節工事請負費 1,800 万円、村道補修工事の内容を。
	議 長 大村建設水 産課長	大村建設水産課長。 8 款 2 項 1 目 14 節の村道補修工事の内容でございますけども、数カ所の村単独工事になりますが、具体的に言えば、駅裏の向野場に行く途中の部分の何と言いますか、村道の一部未舗装になっている部分とかそういった部分の舗装工事であったり、くろさき荘へ行く村道が結構舗装が下がっているというかそういった部分がございます、その辺の改修であり、あとは南白井港線、今繰越で側溝等入れておりますけども、それが繰越予算で若干足りないということで、そういった部分も今回計上させていただきます。お聞きいたします。
	議 長 菅野教育次 長	（「予算もついでに、いくらくらいかというのも。3カ所おっしゃいましたけども、その3カ所の」と森田議員） まず、普代平井賀線につきましては 200 万円程度、くろさき荘の方は 100 万円、あと南白井港線については、だいたい 1,000 万円程度のものになります。その他、細かいところでいきますと、普代茂市線の土砂撤去とか、そういった部分も出てきますが、合わせて 1,800 万円程度ということになります。
	議 長 森田議員	菅野教育次長。 子ども園の園長室の増築の件でございますが、この件につきましては、以前というか、今の園長の前の方からですね、要望があった件でございます。内容としましては、来客があった際ですとか、職員等との面談等でもそういった部屋がないものですから、そういった施設を整備していただきたいというような内容の要望があって今回計上をさせていただいたものでございます。
	議 長 森田議員	7 番森田議員。 分かりました。どうもありがとうございました。
	議 長	暫時休憩いたします。(午後)3 時 45 分まで休憩いたします。(15:30) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:45)
	大上智議員	質疑の継続中でございます。質疑を許します。 4 番大上智議員。 4 番大上です。1 点だけお伺いします。2 款総務費の 12 目まち・ひと・しごと創生費の 12 節の委託料の件ですけども、これをちょっとだけ説明をお願いします。これは協力隊推進要綱の改正に伴う委託料の増とありますけども、この辺をちょっと詳しく説明をお願いいたします。
	議 長	森田政策推進室長。

森田政策推進室長	<p>すみません、今資料を見つけようと思ったんですが。地域おこしの要綱が変わって会計年度任用職員扱いになったので、地域おこしの上限の国からくるお金の440万円が470万円まで上がりました。その分の差額分を隊員が青の国に行っているので予算を取って出すということです。1名は4月1日の採用でしたので、その差額分、全額なんですけども、もう1人は4月19日の着任なので、そこで数字が若干変わってくるということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>（「了解しました、終わります」と大上智議員）</p> <p>ほかに、ございませんか。</p>
古沼議員	<p>5番古沼和也議員。</p> <p>5番古沼です。12ページの2款1項12目18節、新規漁業者育成協議会補助金事業について伺います。漁業者育成に補助金を出して支援していることは大変いいことだとは思いますが、他の産業にも同じような支援の考えがあるのか、担当課にお伺いいたします。</p>
議 長 山崎農林商工課長	<p>山崎農林商工課長。</p> <p>ほかの産業ということで、農業関係でいいますと、いわてニューファーマー支援事業というのがございまして、こちらの方は5年間、年間150万円という部分で、議員もご承知の部分だとは思いますが、こちらの方は新規就農された方に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円を給付するというもので、最近ですと緑区の中村駿人さんが令和2年度に終了しておりますけども。</p>
議 長 森田政策推進室長	<p>そのほかに新規雇用の部分で、6カ月経過した雇用に対して、1カ月3万円、これを3年間ということで、今うねとり荘の方で1名支援をしている部分がございます。これは施設に支出すると、雇用したその事業者に支出するというものがございます。農林からは以上です。</p> <p>森田政策推進室長。</p>
議 長 森田政策推進室長	<p>職種は関係ないんですけども、地域おこし協力隊を終わって起業する場合に職種は関係なく、100万円の補助があります。</p>
議 長 榎屋村長	<p>（「1年」と古沼議員）</p> <p>1年というか、起業で1回ということでございます。</p>
議 長 榎屋村長	<p>榎屋村長。</p> <p>各部署からお答えをさせていただきましたけども、いずれ地場産業の部分で、後継者対策等々で進めて行く中で、農業関係は、なぜかというかありがたいも国県の方での取り組みがあるといった中で、うちの主力産業の漁業の方がない中で、震災後に漁業の方々を、担い手を育成・確保をしなければといったようなことの中から、この制度を漁業については、運用をさせていただいたというふうなことでございます。議員からお話のように、私らもいい制度というふうに考えておる訳ですけども、その中で例えば生鮮企業にないとか、林業に薄いとか、商業にうんぬんといったようなことについては、今後そういったご意見でのお話し</p>

	<p>議長 古沼議員</p>	<p>等も考えますので、少し今後検討させていただきたいというふうなことでおります。</p> <p>5 番古沼議員。</p> <p>ありがとうございます。今村長も言ってくださったんですけど、本村の面積のほとんどは山林な訳ですよ。例えばですけど、林業などに補助金を出して、担い手や後継者不足を解消するなどしてもらおうと、新たな雇用も促進できて、環境問題や普代村の大好きなSDGsにもつながる訳ですから、あと森林環境譲与金の使い道にもつながると思う訳ですが、今おっしゃったように考えてくれるということなので、漁業もいいんですけど、新たな産業を生み出すことを検討をするようお願いいたします。質問を終わります。</p>
	<p>議長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。</p> <p>例えば、単に林業と申し上げますけども、シイタケの生産の場合でもどんどん後継者・担い手が減ってきているのが、ご存じのように現状でございます。そういったところに対して、まず村で原木の供給をやすくする、あるいは種コマの確保支援をするといったようなことで取り組んでいる訳ですけども、その部分をいつか後継者が就業をしたいといった場合に活用をするようなことに少しずつ振り向けていくといったような取り組み方もあるというふうにも思いますし、あるいは漁業のように全く就業支援ということで、1年くらい出して出す手法等もあると思います。そういったところをいずれ、各産業団体とも相談をしながら、産業の実態に合ったような、担い手も確保しやすいような取り組みというふうなことで進められればなというふうに思いますので、ぜひ議員さん方からいろんな方法を提案をいただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり、決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第12議案第2号から、日程第14議案第4号までの「特別会計補正予算」の3件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p>

令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	議長	<p>ご異議なしと認めます。          それでは、そのように進めてまいります。          日程第12議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」          日程第13議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」          日程第14議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」          以上、3件を一括議題として、上程いたします。          当局の説明を求めます。          川向総務課長。</p> <p>川向総務課長          それでは、一括上程されました、議案第2号から議案第4号についてご説明申し上げます。          (以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>議長          提案理由の説明が終わりました。          各議案ごとにご審査をいただき、採決を行います。          それでは、議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。          ございませんか。          (なし)</p> <p>議長          なければ、質疑を終結いたします。          直ちに採決を行います。お諮りいたします。          議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。          (異議なし)</p>
令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)	議長	<p>議長          ご異議なしと認めます。          よって、本案は、原案のとおり可決されました。          次に、議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。          ございませんか。          (なし)</p> <p>議長          なければ、質疑を終結いたします。          直ちに採決を行います。お諮りいたします。          議案第3号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。          (異議なし)</p>
令和3年度普代村簡易水道	議長	<p>議長          ご異議なしと認めます。          よって、本案は、原案のとおり可決されました。          議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。</p>

特別会計補正 予算(第1号)		<p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長		<p>なければ、質疑を終結いたします。</p>
直ちに採決を行います。お諮りいたします。		
議案第4号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」		<p>は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)		
議 長		<p>ご異議なしと認めます。</p>
よって、本案は、原案のとおり可決されました。		
ここで、暫時休憩いたします。(午後)4時20分まで。 (16:10)		
休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (16:21)		
日程の変更について、お諮りいたします。		
本日の日程が予定より早く終了いたしましたので、21日に開議予定の		<p>日程を本日に変更したいと思います。</p>
さらに、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期が6月25日まで		<p>でございますので、各委員の選任、また、委員長、副委員長の選任報告</p>
について日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。		
(異議なし)		
議 長		<p>ご異議なしと認め、そのように変更することに決定いたしました。</p>
休憩中に資料を配布しておりますので、直ちに議事に入ります。		
ただ今、配布いたしました議事日程(第1号-2)により、進めてまいります。		
日程第15議案第7号「財産の取得に関し議決を求めることについて」		<p>を議題といたします。</p>
当局の説明を求めます。		
太田治水対策室長。		
それでは、上程されました議案第7号につきまして、ご説明をいたします。		
(以下、治水対策室長説明、記載省略)		
議 長		<p>提案理由の説明が終わりました。</p>
これより、質疑を許します。		
3番大上浩史議員。		
3番大上です。今説明があった訳ですが、議会が通ったらいつごろ代金を		<p>払っていつごろ登記が完了をするのか、なおかつ登記が終わってから</p>
内容が田んぼとか何とかがなっている訳なんで、これが宅地に変更になる		<p>のかとか、そういった一連の完全なる作業というか今後の買収後の</p>
作業がいつごろ終わるのかということについての説明を願いたいし。なお		<p>かつ、それによる埋め立てとか何とかという状態の通常の利用価値と</p>
いうかそういう状況がいつごろまでにやるとか、差し当たってそういっ		

	<p>議長 太田治水対策室長</p>	<p>た利用性はないとは思いますが、村長はどういうふうに来年再来年にどういうふうにとこら辺のあれを完了するのか。前に例えば欽ちゃん通りのところの道路の拡張というのもあった訳ですが、それによって次年度は早速道路にかかるとかそこら辺の意向も含めて説明をお願いしたいと思います。なおかつ、そういったあれがあれば、いらぬおせっかいだけでも、手前のほかの現在宅地がある訳ですが、道路に面した部分が、その部分を引き続きどこの地主さんだか分からないけども、その入り口の部分の用地を取得する交渉をするのかどうか、当然そこに、拡張工事になれば入り口のところが問題になると思うので、そこら辺も含めてどういうふうを考えているのかお願いします。</p> <p>太田治水対策室長。</p> <p>これからのあれになります。一応仮契約としましては、先週契約はしております。本日議決をいただければ、それで本契約にはなるというふうな契約書でございます。請求書も今日議決をいただければ1週間・10日以内くらいにもらって契約書にもうたっております。登記が移らなくても100%お支払いできるというふうなことの契約書にはなっておりますので、7月中には、お支払いするような契約書にはなると思いますし、合わせて登記の方もそれで進めますので、7月中くらいには登記も完了できればなというかたちで、思いではあります。あと工事の件でございますが、今朝ほどの村長の行政報告にもあったかと思いますが、村道平井賀線、寿司屋さんの前のおりの部分ですが、早ければといたしますか、7月中にも発注業務というか、発注するように予定しております。あとは、それにしても全部盛る訳ではなく、とりあえずの道路を2mくらい広げる予定ですので、それから少し広いくらいの範囲でということになります。あとは残った方の部分でございますけども、今度普代の沢の工事、昨年・一昨年ですか、大きく災害があった奥の方の砂防堰堤が建設になる工事がありますが、そこから5,000立米(m<sup>3</sup>)くらい土が見えるというふうなことで、土質というか、材料の状況を見てからですけども、よろしければそれを持ってきてあそこに埋立てをしたいというふうな予定でいるものでございます。あと藤嶋さんといえばあれですけども、それに係る部分の今後の予定といいますかあれでは、今日の補正でも土地開発基金ですか、積み立ての際にお話ししましたが、藤嶋さん等の倉庫とか、下道さんのとこの家があるところの裏側といいますか、の部分を将来の村道用地なり村営住宅建設予定地として買収をさせていただきたいと思っております。あとそれ以外の部分については、今のところ、前から村長も申し上げておりますが、住宅周辺とか、店の部分については、できればご親族の方といいますか、近い方が声を上げれば村では積極的にはというふうなことで内々では協議しているところでございます。</p> <p>榎屋村長。</p>
	議長	

	<p>梶屋村長</p>	<p>内容的には、担当の太田室長からお話ししたとおりでございますが、1点だけ私への部分で、寿司屋さん通りの7月中に発注をする拡幅分で、駅前通りにぶつかる部分がある訳ですけども、これについては、すでに土地交換で処理をいただけないかということで、所有者さんに相談を持ち掛けておるところでございます。返事はまだですが、一応今回の件が進む中で取り組んでまいりたいというふうなことで、新しく買う予算は、あその部分については、発生しないようにという取り組みでおります。</p> <p>(「終わります」と大上智議員)</p>
	<p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>4番大上智議員。</p>
	<p>大上智議員</p>	<p>4番大上です。提案理由に将来の公共施設等整備予定地として、村において買収しようとするものであるとありますが、村長は今回の財産取得案件の面積でいえば8.2%の8,312.38㎡、金額では、98.8%の7,422万9,552円を占める普代村第10地割3-2~3-8及び10地割4-4の土地について村の財政収支運用から考えると余裕がある一般企業などの将来的投資などのように将来的な投資はありえないと思います。あくまでこういう地方自治体においては、目的投資でなければならぬと考えられることから具体的な今の土地の分の利用構想を伺います。</p>
	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>梶屋村長。</p> <p>お答えをします。利用構想としては、一応お話しがあつているように将来の宅地化なり公共施設等々で使っていくといったようなことで考えさせていただいております。具体的な部分、これをといった部分は今現在ないといったところでございます。それでそれが自治法的にどうかという部分ですけども、これは担当課でも説明しているように、道路部分については行政財産として、そしてそうでない部分は、今お話しがあつた部分は基金で買うというふうなことになります。基金で買う場合の自治法上の取り扱いといたしまして、住民の方々が、後々利益がある、例えば普代村の方々が将来的に利益がある、例えば、その例の極端な例としては、将来その土地が値上がりをするから村で公共的に確保をしておくことも1つの土地開発基金としての目的で公共団体では実施をしてもいいですよというルール・決まりもあります。そこまで書いてある中で村としては、自治法的にも大丈夫といったようなことで、今回の取り組みとさせていただいたというふうなことでございます。</p> <p>(「終わります」と大上智議員)</p>
	<p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>(「議長、討論をお願いします」と大上智議員)</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>それでは、討論の希望がありますので、討論を行います。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>ただ今の財産の取得に対して反対いたします。この財産の取得に当た</p>

<p>普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて</p>	<p>議長</p>	<p>っては今のところお聞きしたところでは、取得の目的理由がまだ決まっていないみたいですので、今の段階での取得っていうのは時期尚早と言わざるを得ないと思います。私自身はそう考えて言っている訳ですけども。村民の皆様を取得の理由を、こういう理由でこういうものの目的のためにあそこの土地を取得したいんだというような説明ができ、そのために必要だというそういう思いにかられて財産取得をすべきとの理由から反対いたします。</p> <p>ただ今反対討論がありました。賛成の方の討論をお願いします。特にございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>休憩再開</p>	<p>議長</p>	<p>それでは、討論を以上で終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(賛成多数)</p>
<p></p>	<p>議長</p>	<p>賛成多数。ありがとうございます。</p> <p>議案第7号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、賛成多数で、原案のとおり決することに決定いたしました。</p> <p>日程第16議案第8号「普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>榎屋村長。</p>
<p></p>	<p>榎屋村長</p>	<p>議案第8号について説明をいたします。</p> <p>(以下、村長説明、記載省略)</p>
<p></p>	<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。(16:40)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:41)</p> <p>榎屋村長。</p>
<p></p>	<p>榎屋村長</p>	<p>議長からご指導がございました。私の議案での説明の中で提案理由について、新委員の同意をお願いする方の任期につきまして、令和6年9月30日までとするものを、誤って令和9年と年を間違ってお話しをさせていただきました。お詫びを申し上げ提案をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。</p>
<p></p>	<p>議長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、質疑・討論を省略し、起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p></p>	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。</p>

<p>普代村議会会議規則の一部を改正する規則について</p>	<p>議長</p>	<p>(起立全員)</p> <p>ありがとうございます。起立全員でございます。よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 17 発議案第 1 号「普代村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。</p> <p>普代村議会会議規則第 14 条第 3 項の規定によりまして、金子泰男議会運営委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、金子泰男議会運営委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>2 番金子泰男議会運営委員会委員長。</p> <p>発議案第 1 号、普代村議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>(以下、金子議会運営委員会委員長説明、記載省略)</p>
<p>委員会審査報告</p>	<p>金子議会運営委員会委員長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございます。この件につきましては、議会運営委員会の発議でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>発議案第 1 号「普代村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 18 報告第 4 号「委員会審査報告」の件を議題といたします。総務常任委員会に審査付託しておりました、請願 1 件、陳情 1 件につきまして、普代村議会会議規則第 77 条の規定により、審査報告書が提出されております。</p> <p>大上智総務常任委員長の報告を求めます。</p> <p>4 番大上智総務常任委員長。</p> <p>報告第 4 号、請願・陳情審査報告書。</p> <p>(以下、総務常任委員会委員長報告、記載省略)</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>委員会審査報告については、大上智総務常任委員長の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
<p>教職員定数の改善及び義務</p>	<p>議長</p>	<p>よって、委員長報告のとおり、決定いたしました。</p> <p>日程第 19 発議案第 2 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出についてを議題といたします。普代村議会</p>

教育費国庫負担制度拡充に係る意見書		<p>会議規則第 14 条の規定によりまして、6 番中上一登議員より、所定の賛成者とともに発議案の提出がありましたので、6 番中上一登議員の説明を求めます。</p> <p>6 番中上一登議員。</p>
	中上議員	<p>発議案第 2 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」は、普代村議会会議規則第 14 条の規定により、大上浩史議員ほかの賛成を得まして、別紙のとおり提出しておりますので、各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、内容につきましては、事務局より説明させますよう、議長のお取り計らいをお願いいたします。</p>
	議長 松葉事務局長	<p>松葉事務局長。</p> <p>発議案第 2 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出についてでございます。</p>
	議長	<p>(以下、事務局長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
	議長	<p>発議案第 2 号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
		<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>なお、取り扱いについては、議長に一任願います。</p>
公務・公共サービスの拡充を求める意見書		<p>日程第 20 発議案第 3 号「公務・公共サービスの拡充を求める意見書」の提出についてを議題といたします。普代村議会会議規則第 14 条の規定によりまして、9 番正路正敏議員より、所定の賛成者とともに発議案の提出がありましたので、9 番正路正敏議員の説明を求めます。</p>
	正路議員	<p>9 番正路正敏議員。</p> <p>発議案第 3 号「公務・公共サービスの拡充を求める意見書」は、普代村議会会議規則第 14 条の規定により、大上浩史議員ほかの賛成を得まして、別紙のとおり提出しておりますので、各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、内容等につきましては、事務局より説明させますよう、議長のお取り計らいをお願いいたします。</p>
	議長 松葉事務局長	<p>松葉事務局長。</p> <p>発議案第 3 号「公務・公共サービスの拡充を求める意見書」の提出についてでございます。</p>

常任委員会委員の選任	議長	(以下、事務局長説明、記載省略) 説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 発議案第 3 号「公務・公共サービスの拡充を求める意見書」の提出については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 なお、取り扱いについては、議長に一任願います。 ここでお諮りいたしますが、間もなく会議終了の時間となりますが、会議を続行したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。それではそのように進めてまいります。 日程第 21「常任委員会委員の選任」を行います。 常任委員会委員の選任は、普代村議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。 常任委員会委員の選任は、それぞれ次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。 松葉事務局長。
	松葉事務局長	それでは、常任委員会委員の選任についてでございます。 (以下、事務局長朗読発表、記載省略)
	議長	お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。 (異議なし)
常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告	議長	ご異議なしと認めます。 よって、日程第 21「常任委員会委員の選任」は、ただ今指名いたしました各位を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたします。 日程第 22「常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行います。 常任委員会においては、普代村議会委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規程により、互選により委員長・副委員長を置くこととなっております。 先に選任いたしました各常任委員会の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。 松葉事務局長。
	松葉事務局長	常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告についてでございます。 (以下、事務局長報告、記載省略)
	議長	以上、事務局長の報告のとおりであります。

議会運営委員会委員の選任		<p>次に、日程第 23「議会運営委員会委員の選任」を行います。</p> <p>議会運営委員会委員の選任は、常任委員会と同様に普代村議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。</p> <p>議会運営委員会委員の選任は、休憩中に協議しておりますが、次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。</p> <p>松葉事務局長。</p> <p>それでは、議会運営委員会委員の選任についてでございます。</p> <p>(以下、事務局長朗読発表、記載省略)</p> <p>お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただ今指名いたしました各位を議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。</p>
議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告	<p>松葉事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第 24「議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行います。</p> <p>議会運営委員会においても、普代村議会委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規程により、互選により委員長・副委員長を置くこととなっております。</p> <p>先に選任いたしました議会運営委員会委員の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。</p> <p>松葉事務局長。</p> <p>議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告についてでございます。</p> <p>(以下、事務局長報告、記載省略)</p> <p>以上の報告のとおりであります。</p>
委員会の閉会中の継続審査	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第 25 から日程第 28 まで「委員会の閉会中の継続審査」に関するものでございますので、この 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 25 から日程第 28 まで「委員会の閉会中の継続審査申出書」について、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
議員の公務出張	<p>議長</p>	<p>よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p> <p>日程第 29「議員の公務出張について」を議題といたします。</p>

<p>張について</p>	<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>9月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に本議会の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」のとおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。なお、指名後において、欠席・変更がある場合には、必ず事前に連絡をお願いいたします。</p> <p>私から訂正の発言をさせていただきます。県議長会の報告の中で6月15日から議長会の会長が金ケ崎町の伊藤雅章議長なんですが、住田町と発言したというように言われまして、正確には金ケ崎町伊藤雅章会長でございますので、お詫びして訂正をいたします。</p> <p>お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。会期は6月21日まででございましたが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。</p>
<p>閉会 (17:09)</p>	<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、令和3年第5回普代村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございます。</p> <div data-bbox="743 1469 1345 2042" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>議長 中村 裕</p> <p>署名議員 中上 一 登</p> <p>署名議員 森田 幸 一</p> </div>

